

第180回秋田県都市計画審議会

議 案 書

令和2年11月10日

秋田県都市計画審議会

第 1 8 0 回

秋 田 県 都 市 計 画 審 議 会

日 時 : 令和2年11月10日(火) 午後1時30分～
場 所 : 秋田県議会棟 1階 正庁

次 第

1 開 会

2 報 告

前回付議議案の処理状況について

3 議 事

- (1) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可
- (2) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可

4 そ の 他

5 閉 会

議 案 一 覧

議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可
について(特定行政庁秋田市長)

議案第4号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可
について(特定行政庁秋田市長)

前回（第 1 7 9 回）付議議案の処理状況

議案番号	議 案 名	決定主体	関係市町村	決 定 告 示 等
令和 2 年度議案第 1 号	大館都市計画下水道の変更について	秋田県	大館市	令和 2 年 5 月 2 2 日 秋田県告示第 2 3 0 号
令和 2 年度議案第 2 号	建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）	秋田市	秋田市	令和 2 年 5 月 2 2 日 秋田市指令第 3 6 9 0 号

令和2年度 議案第3号

都 一 440
令和2年10月23日

秋田県都市計画審議会会長 様

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

秋田県知事 佐 竹 敬 久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別添
のとおり秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田市）

令和2年11月10日審議

秋田県都市計画審議会会長

付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、平成22年度に産業廃棄物処理施設として建築基準法（以下、「法」という。）第51条ただし書に基づく許可（以下、「ただし書許可」という。）を受けて平成23年から稼働している既存の焼却施設に、同規模の焼却施設を1基増設するもの。
- 2 焼却する廃棄物の種類は既存の焼却施設と同じ（低濃度PCB除く）であり、同規模の焼却施設となるため、増設する焼却施設についてもただし書許可が必要となる。
- 3 今回の計画では、1日あたりの処理能力が汚泥28.9トン、廃油16.4トン、廃プラスチック類41.9トンおよびその他混合廃棄物が90.0トンであり、許可が不要となる政令で定める処理能力を超えるため、廃掃法施行令第7条第13の2号に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。
- 4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものである。
- 5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。

→参考①

→参考②

→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令(※1)で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令(※2)で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

(※1) 建築基準法施行令第130条の2の2

(※2) 建築基準法施行令第130条の2の3

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号 から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）

の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が5㎡を超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2㎡以上のもの

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ 一日当たりの処理能力が1㎡を超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2㎡以上のもの

八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一日あたりの処理能力が100kgを超えるもの

ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

十三の二 産業廃棄物の焼却施設（3号、5号、8号及び12号に掲げるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ロ 火格子面積が2㎡以上

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

ニ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第2条の4第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。）を処分するために処理したもの

をいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）の焼却施設 10 m³

ヘ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設 4 m³

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 1 t

レ 焼却施設（ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。） 6 t

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

1. 申請理由書

現在弊社では、潟上市の事業場において、秋田県から処分業の許可を得て、管理型最終処分場・焼却施設・破碎施設（がれき類）（木くず等）（廃石膏ボード）・造粒固化施設（無機性汚泥）・脱水施設（汚泥）を運営しております。

平成22年には、秋田市より中間処理施設（焼却溶融施設・シアン分解施設・中和施設・油水分離施設）の許可を頂き、稼働しております。既存の焼却溶融施設は、ロータリーキルン方式（95t／日 24時間連続稼働）となっております。

この焼却施設は、平成23年から8年間稼働しており、今後の運営において、施設の老朽化に伴い定期修理・修繕・メンテナンス（耐火材の張り替え、ボイラーの定期検査等）の期間が延びていくことが予想されます。現在長期修理時は、廃棄物の適正保管量を超えないよう、お客様に搬入を調整していただいておりますが、排出事業者様へ負担がかかる状況となっております。そこで、今回同規模の焼却施設を1基増設して、焼却施設2基体制とし、1基が停止しても、もう1基が稼働できるよう計画的な運営を行い、定量的に廃棄物の受入れを行えるようにする計画としました。

今回新設に追加する焼却炉はストーカ方式（90t／日 24時間連続稼働）となっております。

また、2018年1月、中国の日本からの廃プラスチックの輸入禁止に続き、東南アジアでも輸入制限がかけられた事により、廃プラ輸出量は大きく減少し、結果として行き場を失った大量の廃プラが国内に溢れております。廃プラスチックはベレット化してリサイクルを行うか、焼却による処分が一般的ですが、国内の廃プラスチックのリサイクル率は約25％と低く、また現在稼働している焼却施設だけでは受入能力が追いつかないため、廃プラスチックの一部は環境への負荷が大きい埋立処分を行っているのが現状です。このままでは、埋立処分場の残存容量の逼迫が懸念されるため、廃プラの減容能力の高い焼却施設の建設が急務となっております。

今後、既存の焼却施設と新規の焼却移設を並列稼働することにより施設全体に冗長性を持たせることで、常時幅広い種類の廃棄物に対応し、日々の廃棄物搬入量を平準化します。

また、廃棄物を安全かつ効率的に処理し、適正保管量の維持に努める管理・運営計画としております。

この新焼却炉の運転開始によって、弊社の廃棄物処理事業をさらに拡大し、新たな雇用の創出と、地域経済の活性化に寄与する企業として、事業に取り組んでまいります。

以上の事由により、今回新焼却炉の建設をしたく、本申請をさせていただきますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻13番地の1
ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴



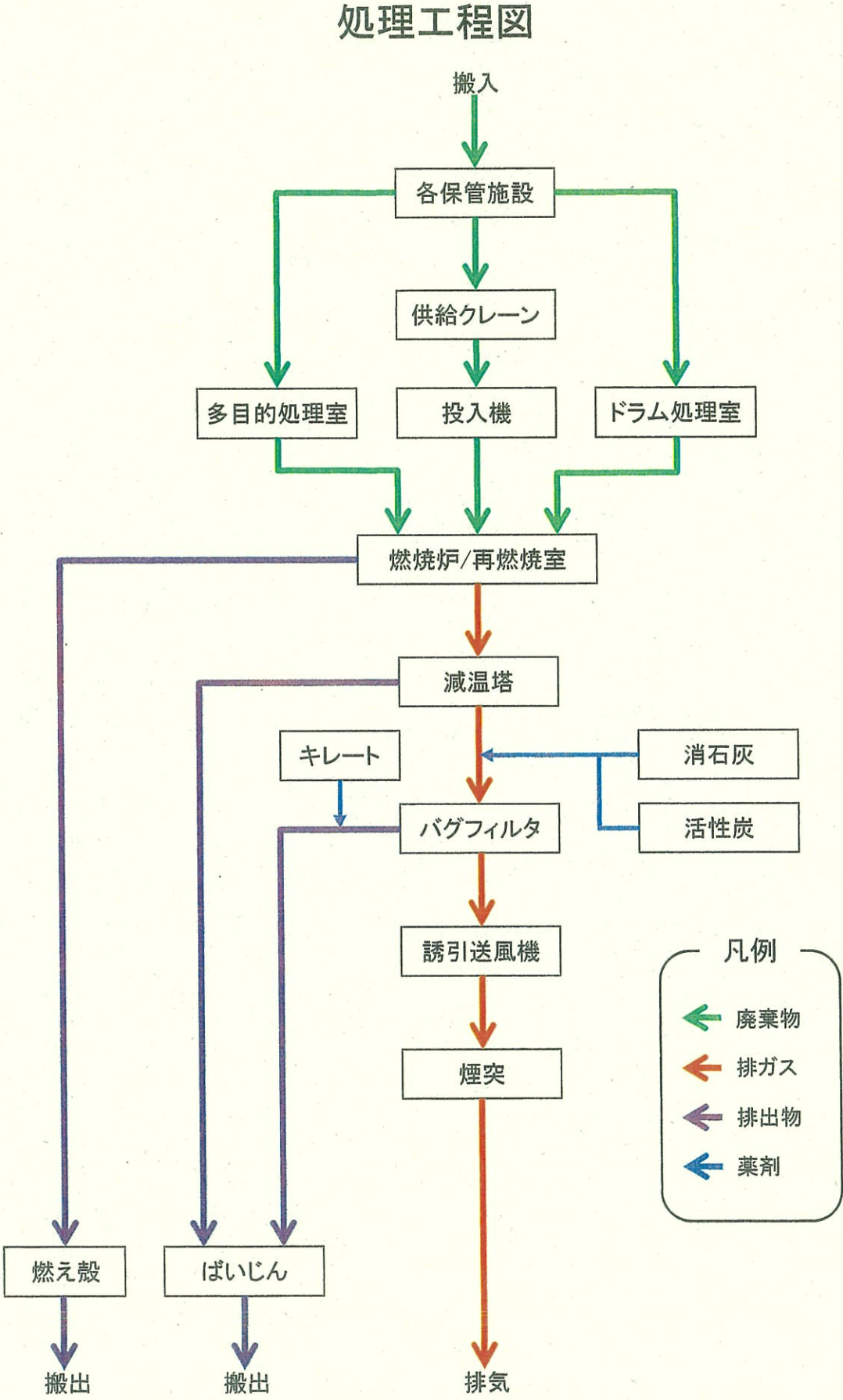
2. 事業計画概要書

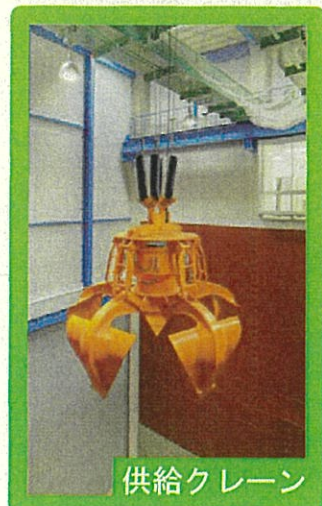
項 目	計 画 内 容
事業者	秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻13-1 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平野久貴
目 的	既存の焼却炉と併設することで、定期修理・修繕・検査等の炉の停止時期をずらし、定量的に廃棄物の受入れを行い、廃棄物を適正かつ安全、効率的に処理し、適正保管量を維持するため。あわせて、処理量の増強を図る。
施設の場所	秋田県秋田市向浜一丁目1番159
施設の使用目的	排出事業者から排出される廃棄物及び、中間処理業者から排出される廃棄物を、それぞれの廃棄物に合わせた処理をする廃棄物処理業を行います。
廃棄物の種類 （施設全体）	1. 燃えがら（特管物を含む） 2. 汚泥（特管物、指定下水汚泥を含む） 3. 廃油（特管物を含む） 4. 廃酸（特管物を含む） 5. 廃アルカリ（特管物を含む） 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず 10. 動植物性残さ 11. 動物系固形不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず 14. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 15. 鉋さい（特管物を含む） 16. がれき類 17. ばいじん（特管物を含む） 18. 動物のふん尿 19. 動物の死体 20. 感染性産業廃棄物 21. 廃自動車等破砕物 22. 水銀使用製品産業廃棄物 23. 水銀含有ばいじん等
排出業者	○排出事業者としては、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の中間処理業者・ゼネコン等の工事業業者・食品及び製品製造会社・病院・畜産業者・ピット配管清掃業者等があります。 ○受入する廃棄物は、秋田市を含む秋田県内・県外で発生する物とします。

項 目	計 画 内 容		
◆焼却施設	処理方式：ストーカ方式（株式会社アクトリー製） 処理能力：3.75 t/h×24時間＝90t/日（24時間稼働）		
施設計画概要	受 入： ①固形廃棄物は、建屋内の固形物ピットに運搬車両から直接受け入れます。 ②液状廃棄物は、専用の廃液タンクに運搬車両から直接受け入れます。 ③ドラム缶で搬入されたものは、ドラム缶置き場に受け入れます。 ④感染性廃棄物は、専用の容器で感染性廃棄物保管庫に受け入れます。 処理方法： ストーカ(主燃焼室)～再燃焼室～減温塔(水噴霧冷却) ～バグフィルタ（消石灰・活性炭噴霧）～煙突(高さ40m) ～大気放出 処理施設から出る排ガス及び排水： ・排ガス（ばい煙の規制値）		
	規 制 項 目	自主管理基準値	規 制 値
	ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m ³ N 以下	1 ng-TEQ/m ³ N 以下
	ばいじん	0.08 g/m ³ N 以下	0.08 g/m ³ N 以下
	窒素酸化物（NOx）	250 ppm 以下	250 ppm 以下
	硫黄酸化物（SOx）	K 値 8.42 以下 910 ppm※Ⅰ 以下	K 値 8.76 以下 946 ppm 以下
	塩 化 水 素（HCl）	220 ppm 以下	430 ppm 以下
	注：上記規制項目は、当該施設の通常時運転の煙突排ガス濃度とする。 ・排水 処理施設からの排水はありません。		

項 目	計 画 内 容
廃棄物の種類	1. 燃えがら（特管物を含む） 2. 汚泥（特管物、指定下水汚泥を含む） 3. 廃油（特管物を含む） 4. 廃酸（特管物を含む） 5. 廃アルカリ（特管物を含む） 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず 10. 動植物性残さ 11. 動物系固形不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず 14. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 15. 鉱さい（特管物を含む） 16. がれき類 17. ばいじん（特管物を含む） 18. 動物のふん尿 19. 動物の死体 20. 感染性産業廃棄物 21. 廃自動車等破砕物 22. 水銀使用製品 産業廃棄物 23. 水銀含有ばいじん等
中間処理後の廃棄物	燃え殻は、民間の管理型最終処分場及び、秋田県環境保全センターに埋立します。 ばいじんは、特別管理産業廃棄物の中間処理（山元還元）の許可を有している業者に委託します。また、受入先事業者の受入状況に応じてキレート処理を行い、民間の管理型最終処分場に埋立します。 金属くずは、燃え殻に含まれる金属くずは、磁選機もしくは人力により選別し、金属回収業者に売却します。 燃え殻： ・ユナイテッド計画㈱ （秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番地他） ・㈱東環（秋田県秋田市金足黒川1番地） ・秋田県環境保全センター （秋田県大仙市協和上淀川字雨地沢45） ・羽後環境株式会社（秋田県雄勝郡羽後町字大又20-1） 飛灰： ・八戸製錬㈱（青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76） ・日曹金属化学㈱（福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字溜水1372） ・㈱東環（秋田県秋田市金足黒川1番地） （キレート処理後に限る） 金属くず： ・㈱阪東商店（秋田県秋田市向浜一丁目3-11） ・㈱YAMANAKA（秋田県秋田市飯島穀丁大谷地98-7）他

項 目	計 画 内 容
◆中和処理施設	処理方式：連続制御中和＋凝集沈澱方式 処理能力： $0.42\text{ m}^3/\text{h} \times 24\text{ 時間} = 10.08\text{ m}^3/\text{日}$ (24時間稼動)
施設計画概要	受 入： タンクローリー車で運搬された廃棄物は、種類によりそれぞれの専用の密閉タンクへ受け入れます。ドラム缶での受入物は、既存のドラム缶置き場に1段積みで保管します。 参照：別紙「全体フローシート」「受入物フローシート」 処理方法： 中和処理は、中和凝集槽で中和し、攪拌装置を設置して、十分に混合を行います。 pH 計で監視し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節可能とし、廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合する処理方法となります。 参照：別紙「中和処理設備フローシート」 処理施設から出る排ガス及び排水： 中和済液は、焼却施設に噴霧して処理します。よって、当施設からの排ガス及び排水はありません。 参照：別紙「中和処理設備フローシート」
廃棄物の種類	1. 廃酸（令第2条の4第2号特管物を含む） 2. 廃アルカリ（令第2条の4第3号特管物を含む）
中間処理後の廃棄物	硫酸及び苛性ソーダにより中和された中和済液は、焼却施設にて焼却処理をします。





①



投入機 / 燃焼炉

④



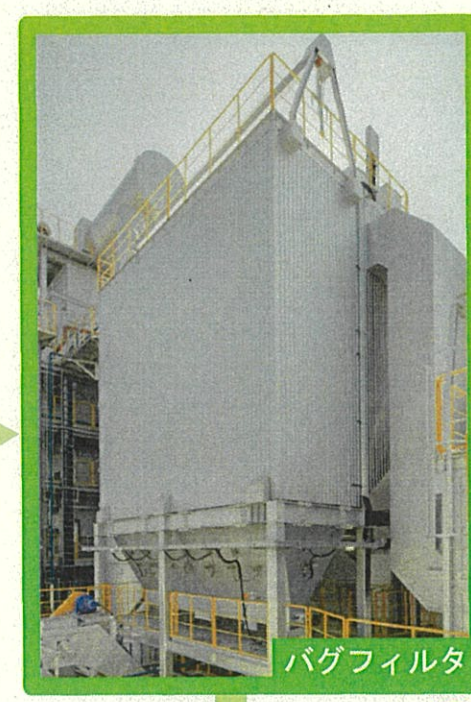
再燃焼室

⑤



減温塔

⑥



バグフィルタ

⑦



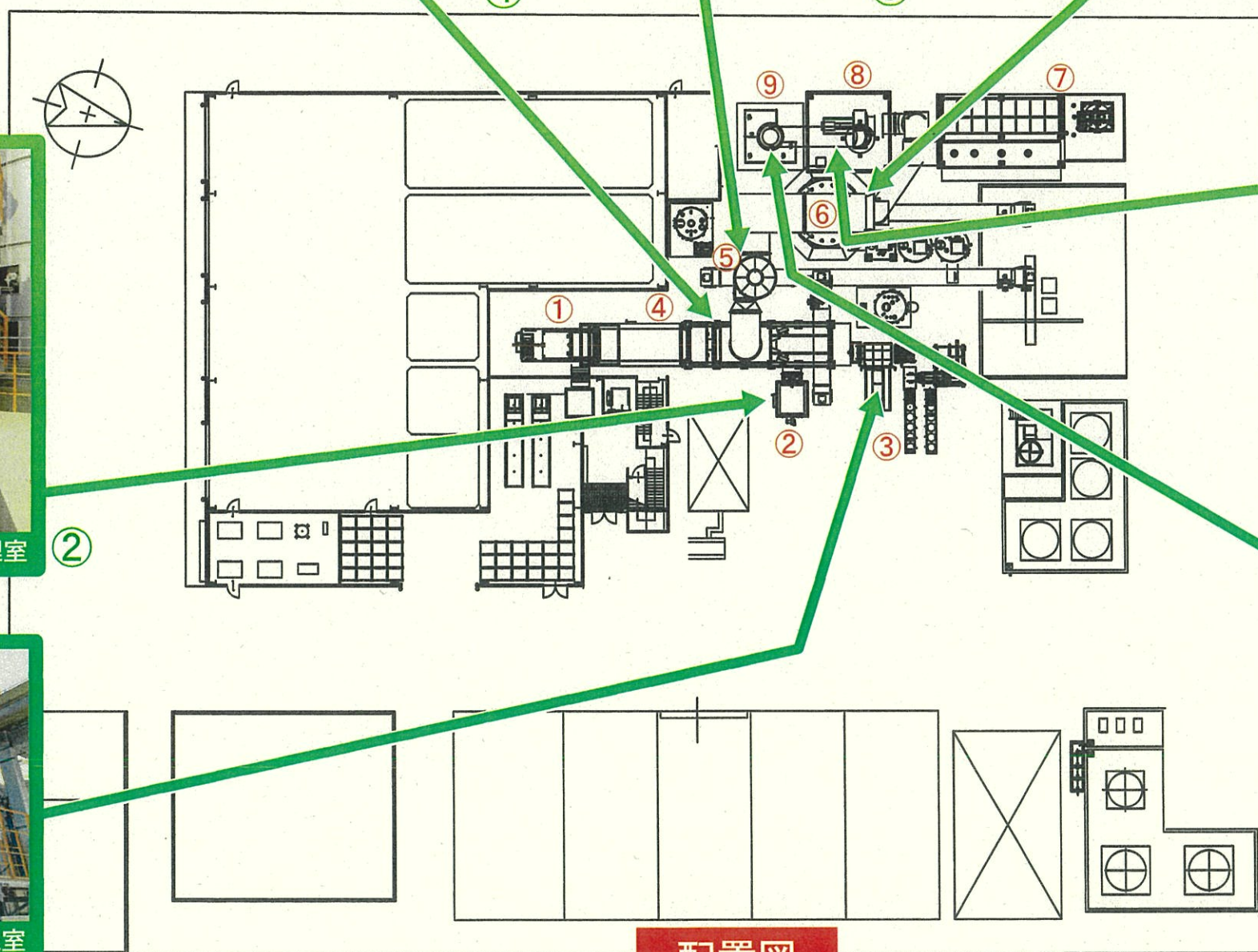
多目的処理室

②

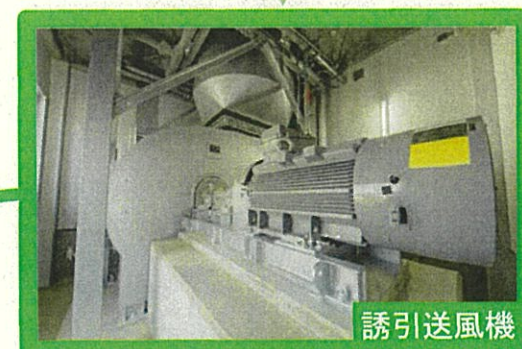


ドラム処理室

③

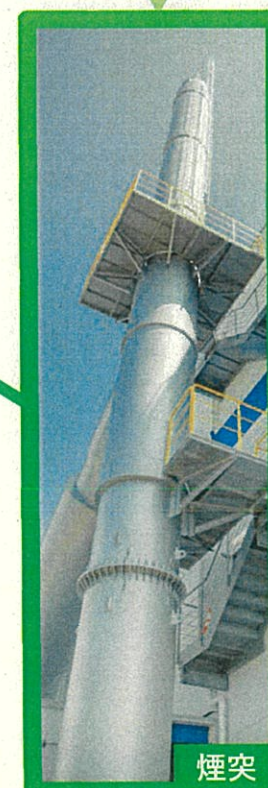


配置図



誘引送風機

⑧



煙突

⑨



許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書きによる許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積 志 様

令和 2年 10月 8日

申請者氏名 ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ユナイテッド ケイカブシキガイシャ
【ロ. 氏名】 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平野 久貴
【ハ. 郵便番号】 018-1414
【ニ. 住所】 秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻 13-1
【ホ. 電話番号】 018-877-3027

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 228552 号
【ロ. 氏名】 池田 健
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (秋田県) 知事登録第 18-10A-0676 号
株式会社小野建築研究所
【ニ. 郵便番号】 010-0923
【ホ. 所在地】 秋田県秋田市旭北錦町3-14
【ヘ. 電話番号】 018-888-4551

※手数料欄 現金 ￥160,000-

※受付欄 第 2, 10, -8 号 係員印	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄 年 月 日 第 号 係員印
※公告欄 年 月 日 第 号 係員印	※公開による意見の 聴取の期日欄 年 日 第 号 係員印	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会 年 月 日 第 号 係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田県秋田市向浜 1 丁目 1 番 159

【2. 住居表示】 秋田県秋田市向浜 1 丁目 1 番 159

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし ☒ 法 2.2 条区域

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 臨港地区 風致地区 (勝平山第 3 種風致地区)

【5. 道路】

【イ. 幅員】 6.00m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 70.246m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (6,606.44m²) () ()
(2) () () ()
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) (工業専用地域)
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200 %) ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60 %) ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 6,606.44m²
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200 %
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60 %
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) 処理施設

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 (1,818.86) (583.82) (2,402.68)
【ロ. 建蔽率】 36.36 %

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (2,401.19) (583.82) (2,985.01)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
(23.76) () (23.76)
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () ()
【ホ. 自動車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () ()
【ル. 住宅の部分】 () () ()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () ()
【ワ. 延べ面積】 2,961.25 m²
【ガ. 容積率】 44.82 %

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】5

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】1

【12. 工事着手予定年月日】令和3年4月1日

【13. 工事完了予定年月日】令和4年3月1日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

(第三面)

【1. 番号】1

【2. 工事種別等】

■新築

□増築

□改築

□移転

□用途変更

□大規模の修繕

□大規模の模様替

□既設

【3. 構造】鉄骨造一部RC造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】26.20m

【ロ. 最高の軒の高さ】24.70m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(4階)	08620	受入施設	251.63	0	251.63
(3階)	08620	受入施設	129.38	0	129.38
(2階)	08620	受入施設	129.38	0	129.38
(1階)	08620	受入施設	1,254.08	0	1,254.08
(階)					

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	08620	受入施設	1,764.47	0	1,764.47

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

[1. 番号] 2 /

[2. 工事種別等] ☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
 ☐大規模の修繕 ☐大規模の様式替 ☐既設

[3. 構造] 鉄骨造 一部 造

[4. 高さ]

【イ. 最高の高さ】	7.33m ✓
【ロ. 最大の軒の高さ】	7.05m ✓

[5. 階別用途別床面積]

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08620 ✓)	(燃え殻保管ヤード1)	(153.0 ✓)	(0)	(153.0 ✓)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620 ✓)	(燃え殻保管ヤード1)	(153.0 ✓)	(0)	(153.0 ✓)	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	

[6. その他必要な事項]

[7. 備考]

建築物別概要

【1. 番号】		3 /	
【2. 工事種別等】		☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設	
【3. 構造】		鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 高さ】			
【イ. 最高の高さ】		11.60m /	
【ロ. 最高の軒の高さ】		11.35m /	
【5. 階別用途別床面積】			
【イ. 階別用途別】			
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分) (申請以外の部分)(合計)			
(2 階)	(08620 /)	(燃え殻保管ヤード2)	(90.44 /) (0) (90.44 /)
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
(1 階)	(08620 /)	(燃え殻保管ヤード2)	(141.57 /) (0) (141.57 /)
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
(階)	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
(階)	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
(階)	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
【ロ. 用途別】			
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分) (申請以外の部分)(合計)			
(08620 /)	(燃え殻保管ヤード)	(232.01 /)	(0) (232.01 /)
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()
()	()	()	() () ()

建築物別概要

【5. 階別用途別床面積】

【イ、階別用途別】

【口、用途別】

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【5.階別用途別床面積】

【イ、階別用途別】

【口、用途別】

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

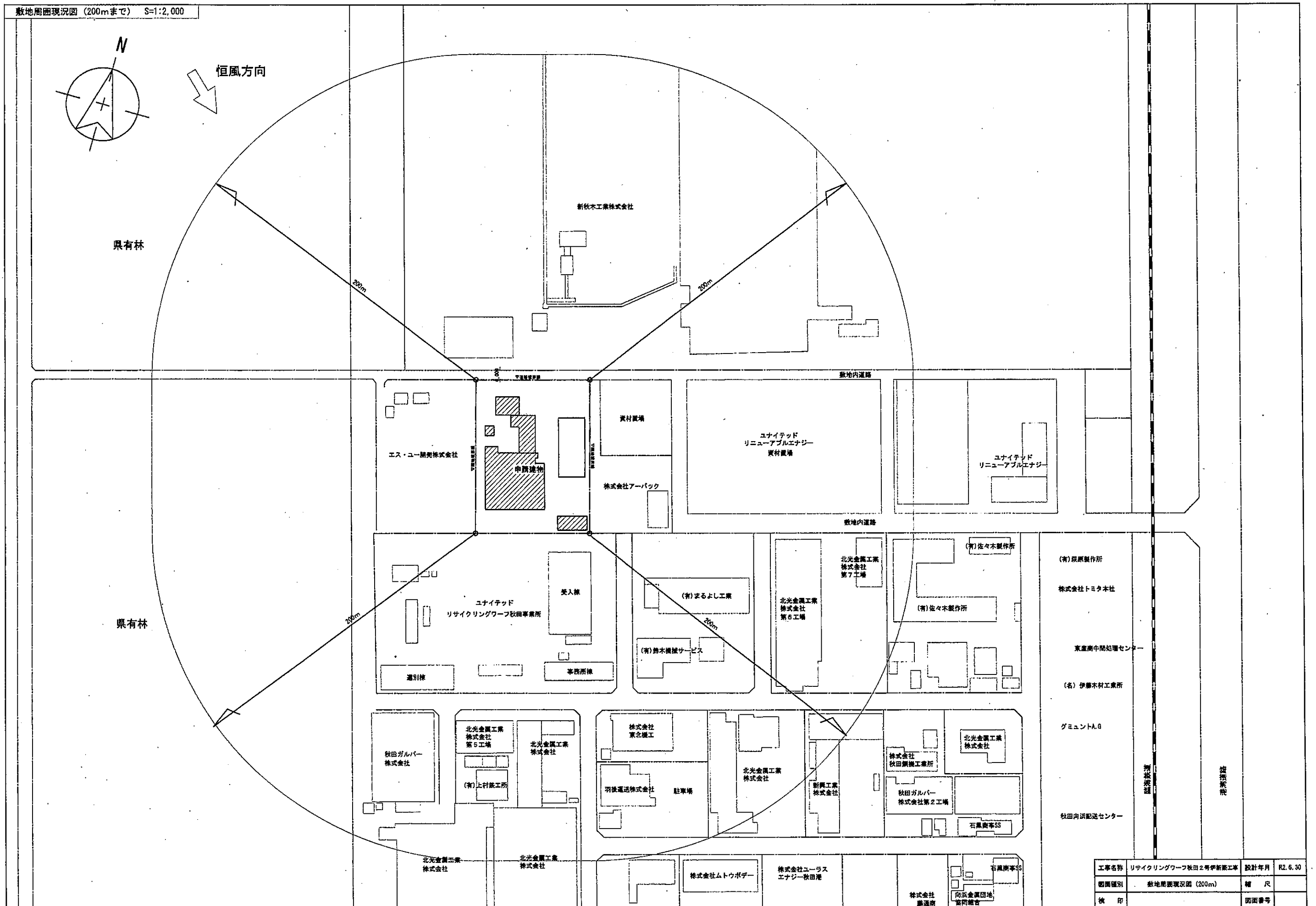
【4. 高さ】
 【イ. 最高の高さ】 7.492
 【ロ. 最高の軒の高さ】 7.200

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08620)	(低濃度PCB保管施設)	(0)	(583.82)	(583.82)
(2階)					
(3階)					
(4階)					
(5階)					

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620 /)	(低濃度PCB保管施設 /)	(0)	(583.82 /)	(583.82 /)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【7.備考】

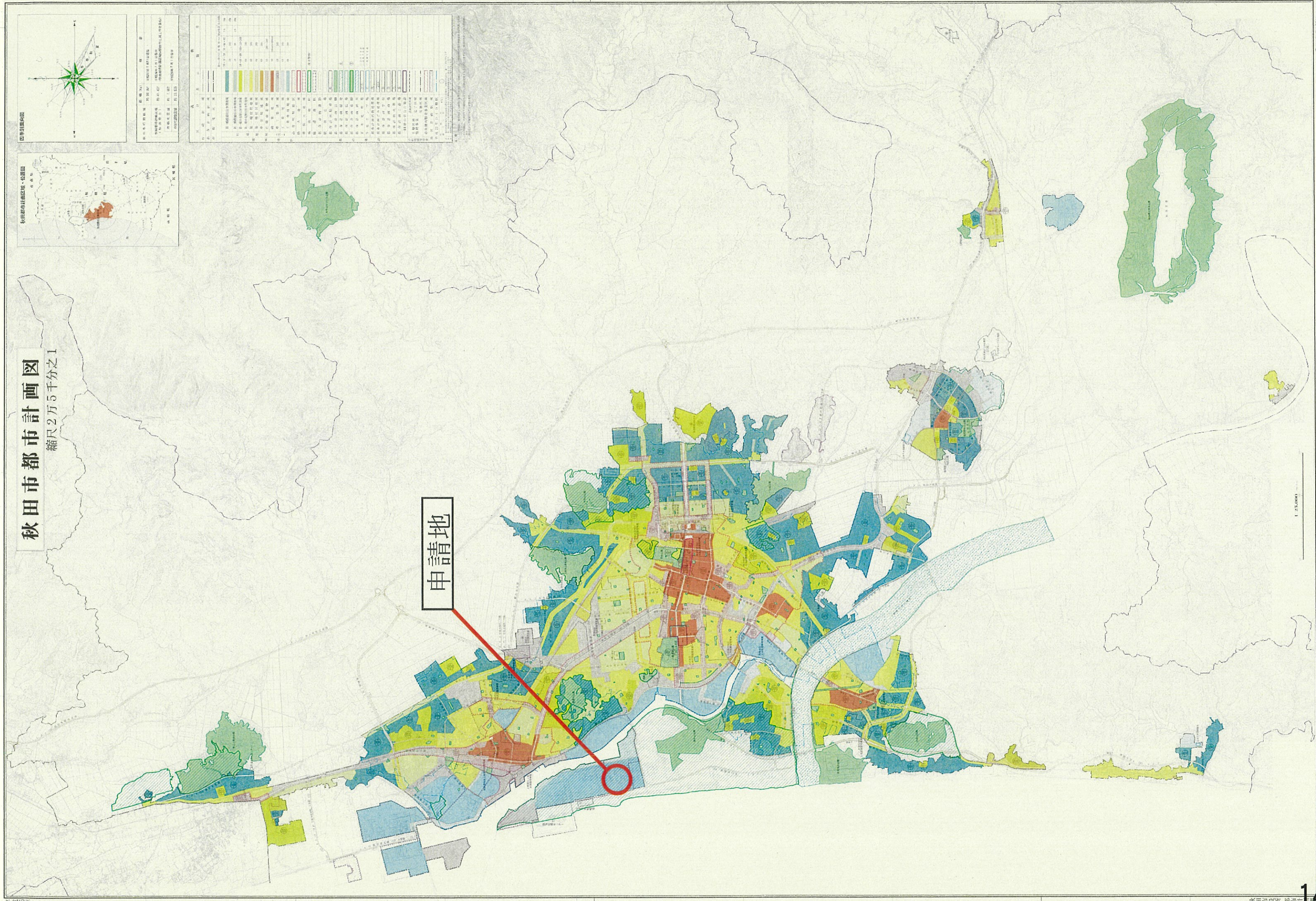
3. 付近見取図(周囲200m)

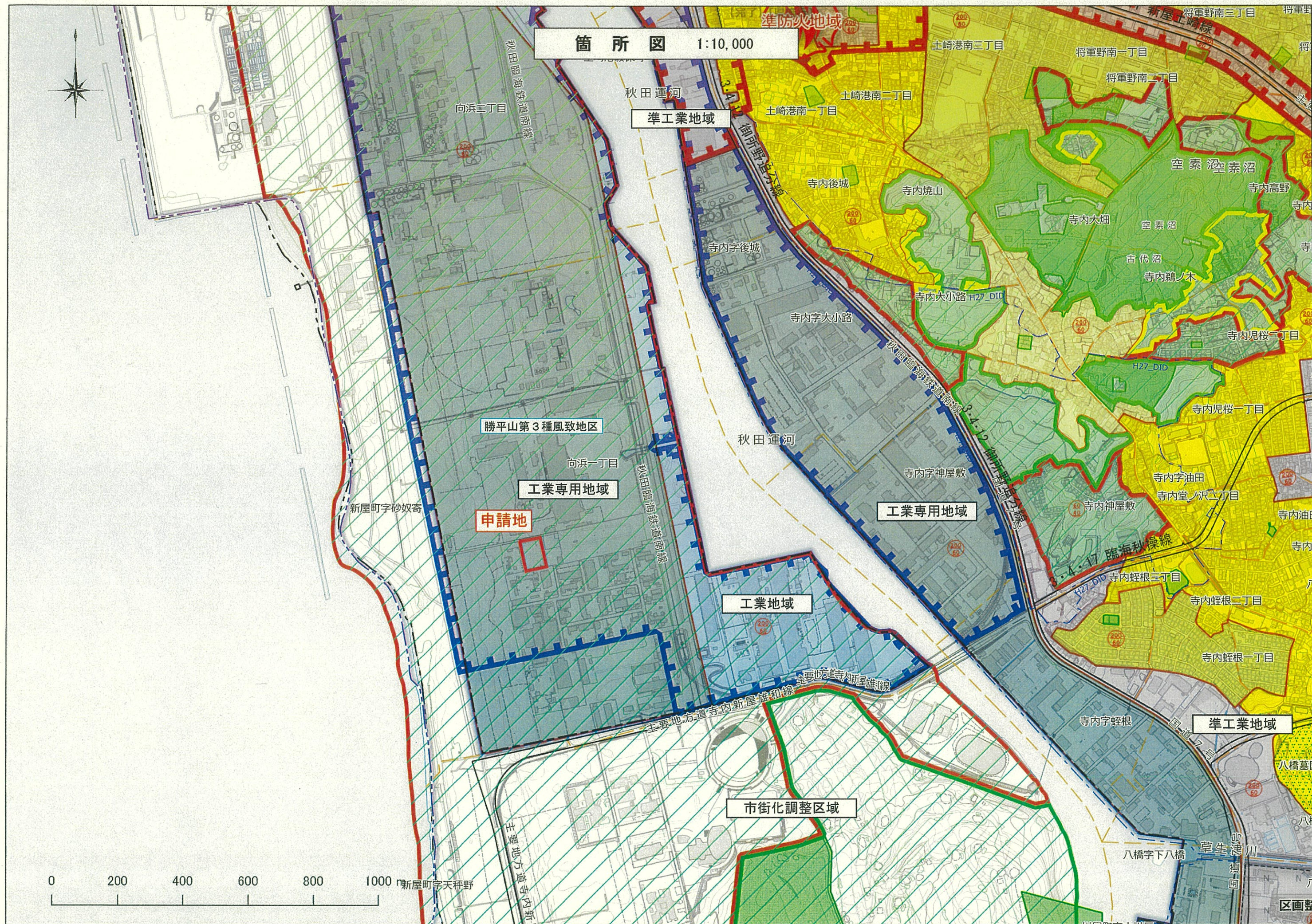


秋田市都市計画図

縮尺2万5千分の1

申請地

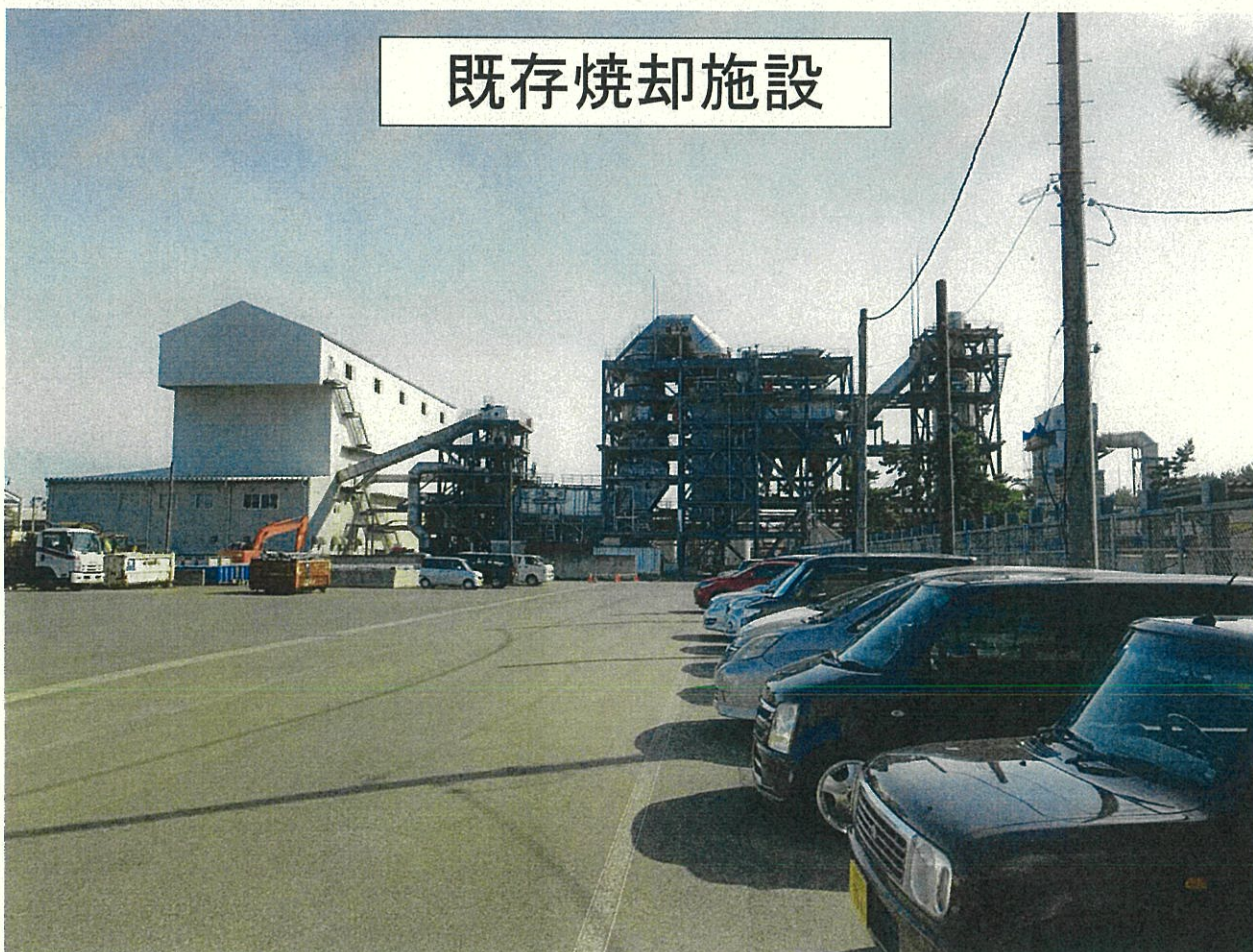




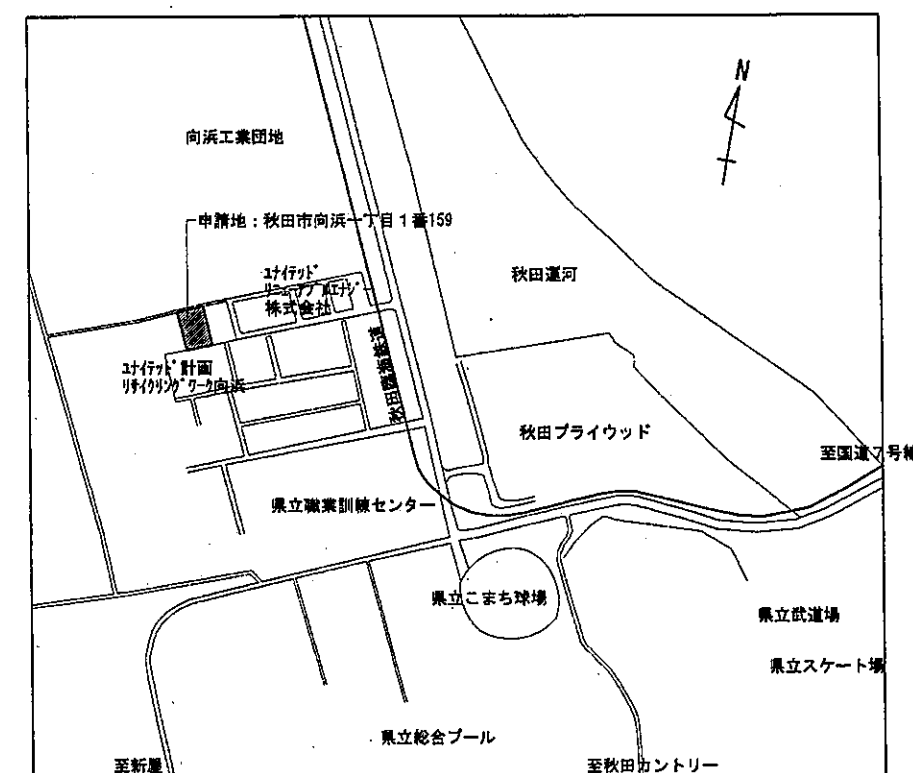
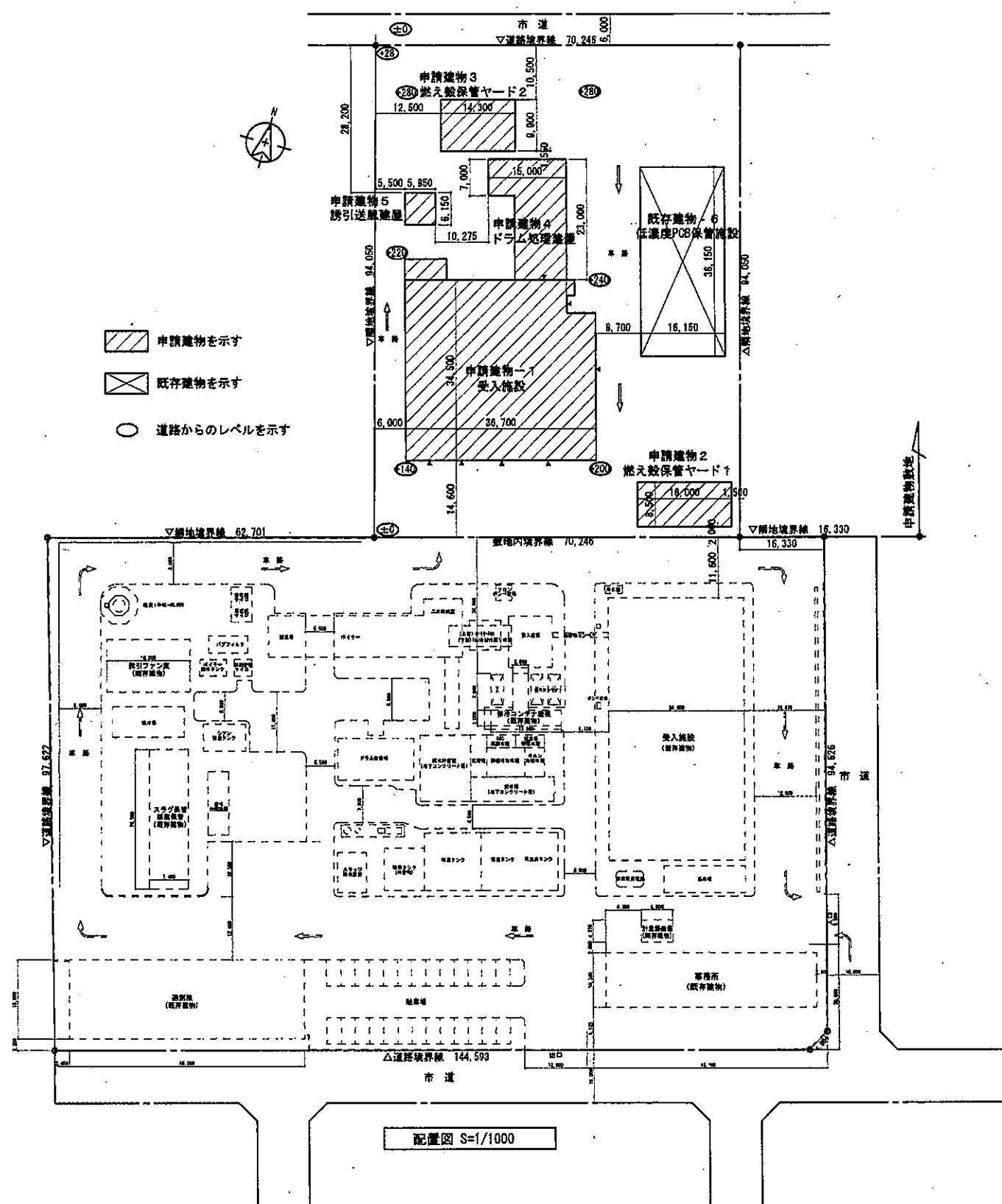
申請敷地全体



既存焼却施設

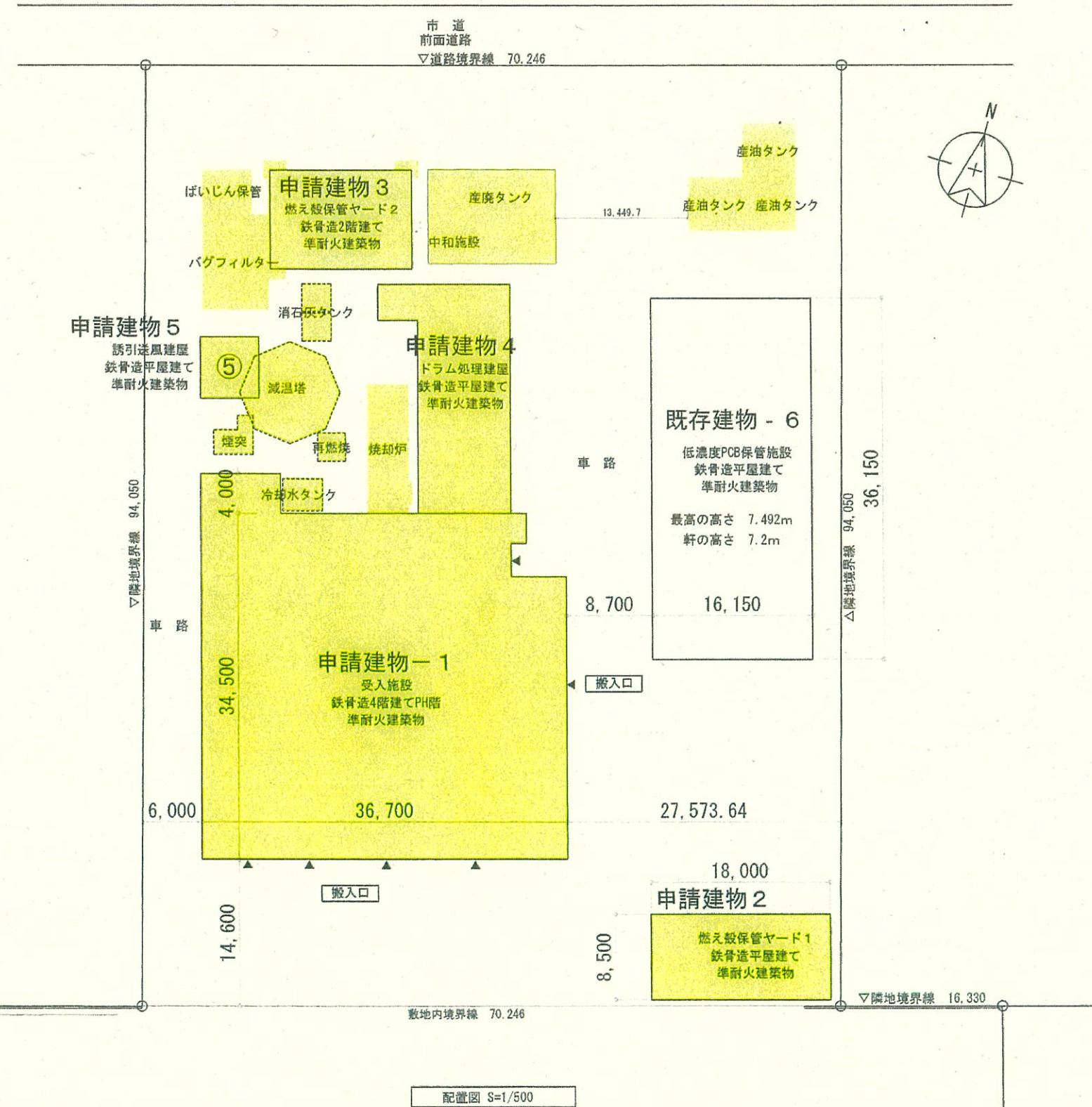


4. 配置図

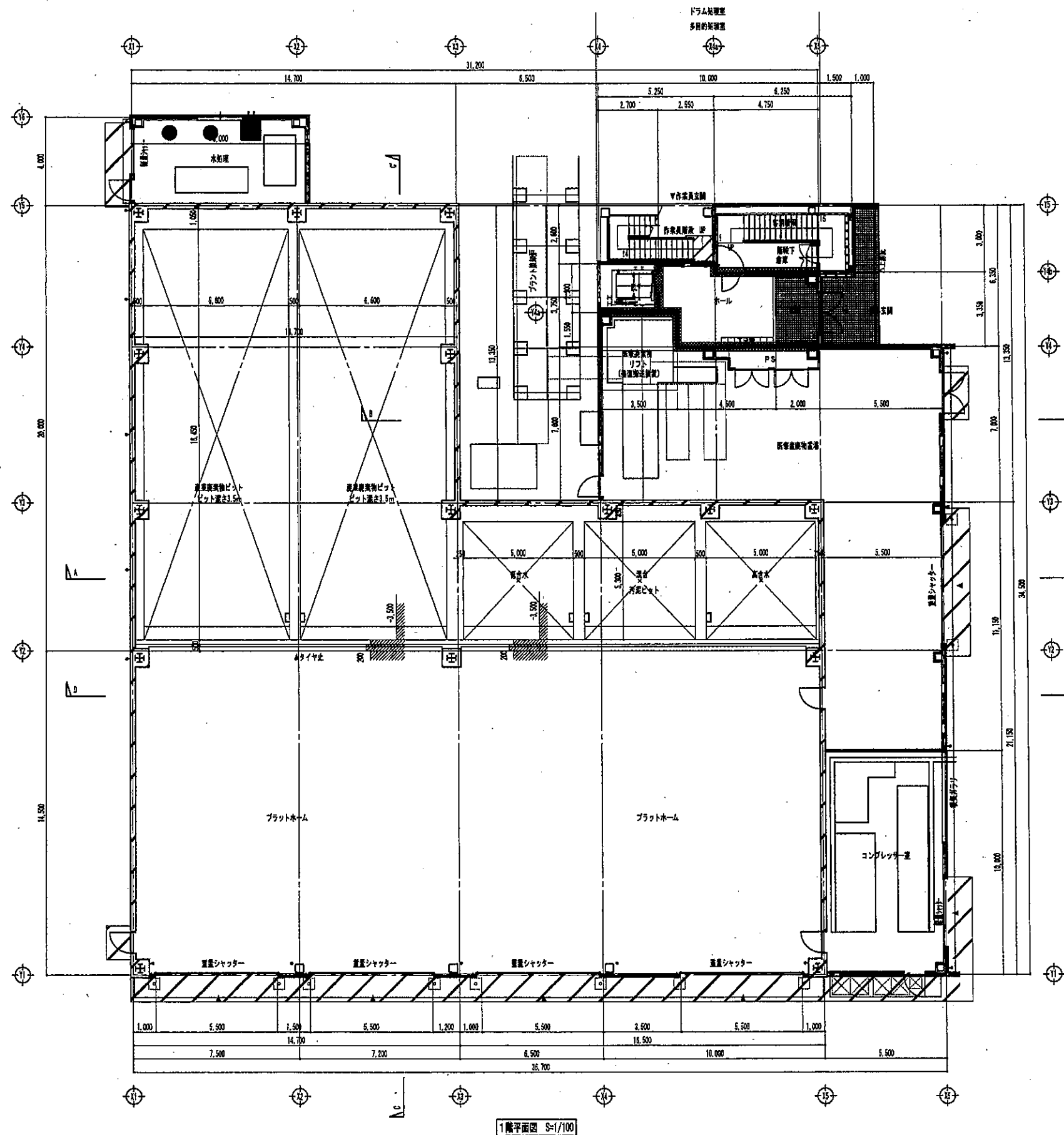


附近見取図

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 崇太郎 秋田県知事登録 18-104-0376	工事名称 リサイクリンググワーフ秋田2号庁舎建設工事	設計年月 R2・6
管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第278552号	図面種別 案内図、配置図	縮 尺 A1:1/500 A3:1/1000
検 印		図面番号 A-07

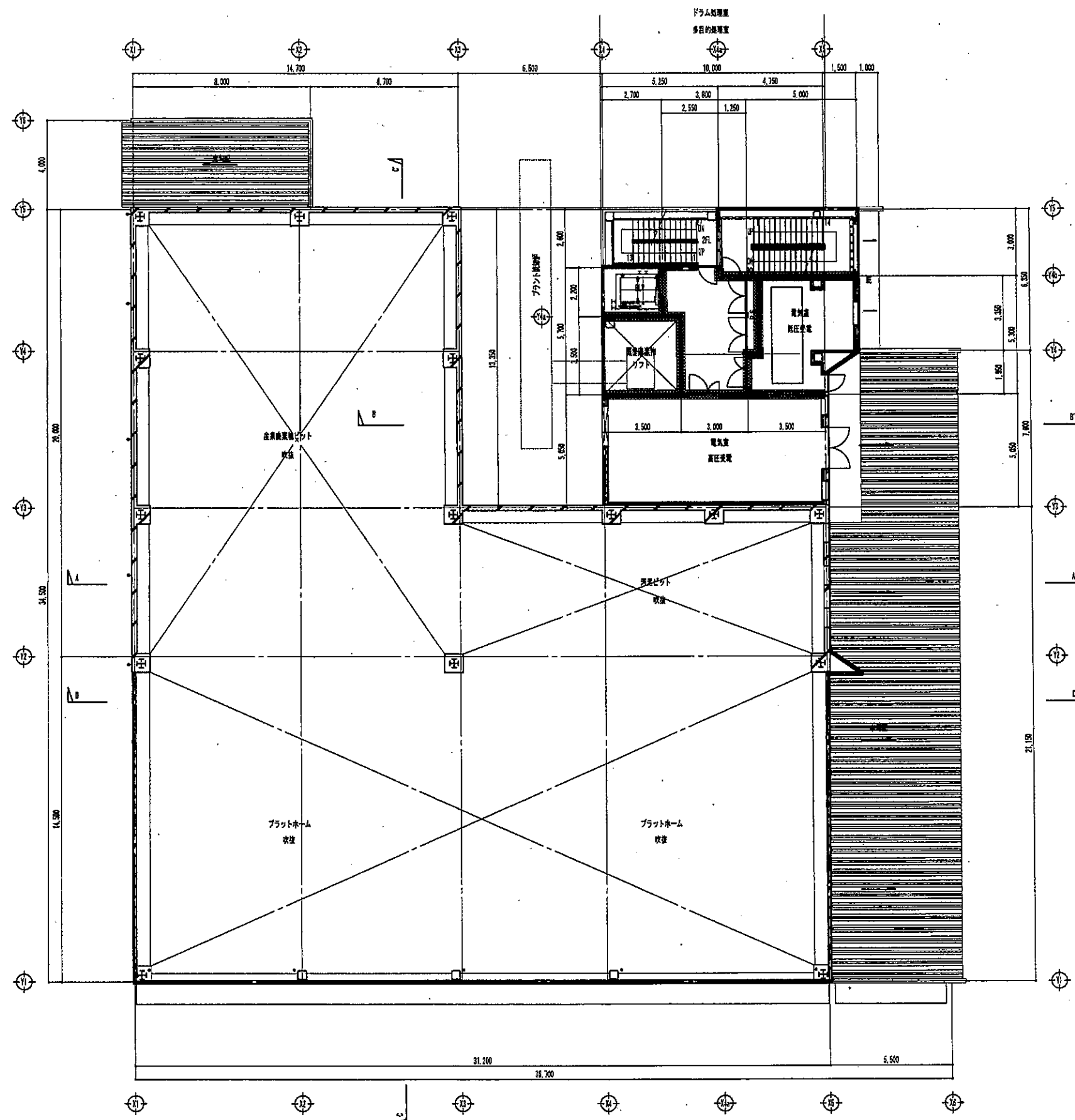


6. 建築物平面図、立面図、断面図



防火区画：壁1.5・戸1.5 耐火区画

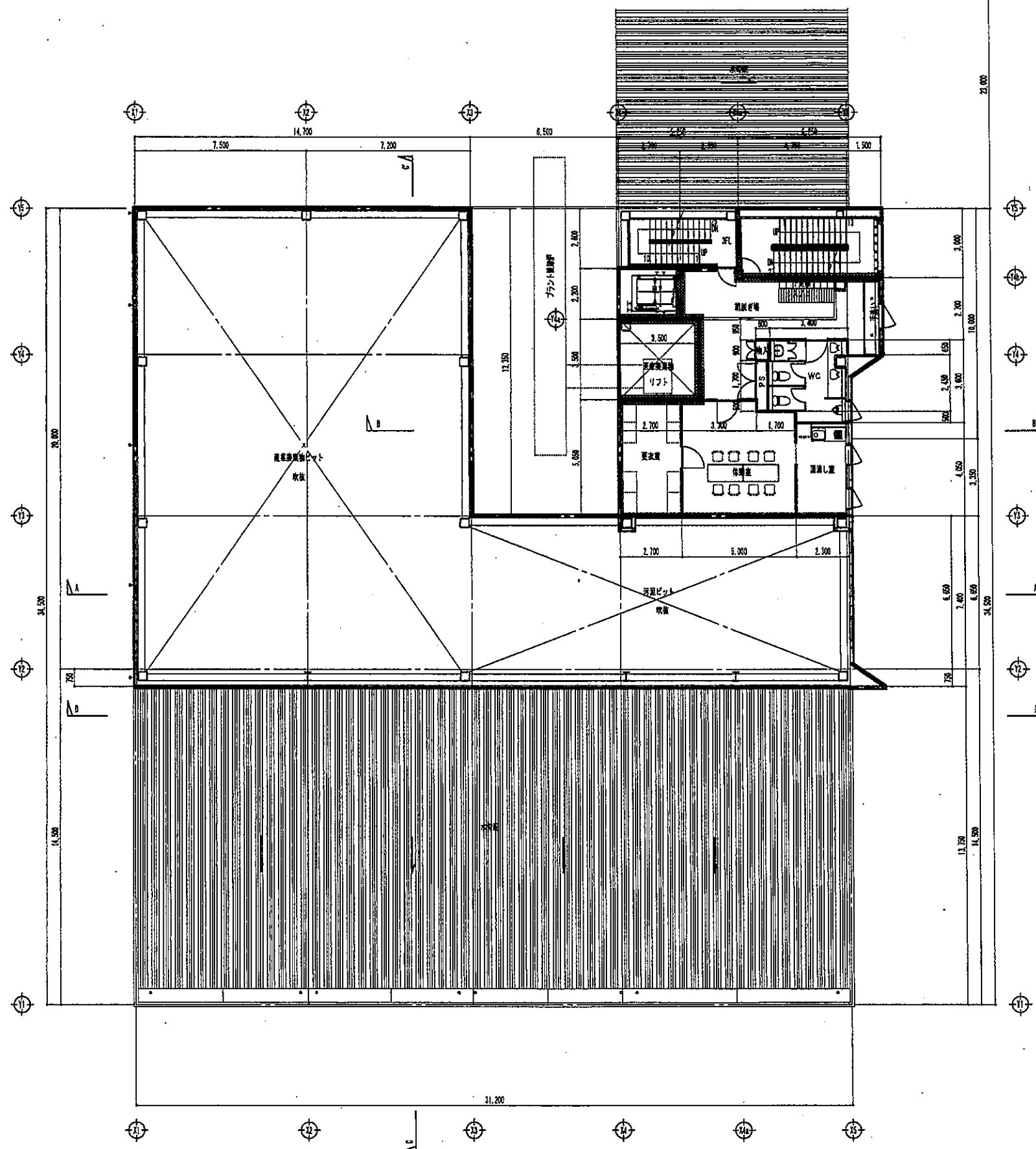
(株)小野建築研究所	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁舎建設工事	設計年月	R2・6
代表取締役 小野 泰太郎	図面種別	1階平面図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
秋田県知事登録 18-10A-0676	図面番号	A-13	校印	
管理建築士 池田 健				
一般建築士登録 第228552号				



2階平面図 S=1/100

防火区画：強化ガラス t=0.5 + PG t=12.5 両面張り

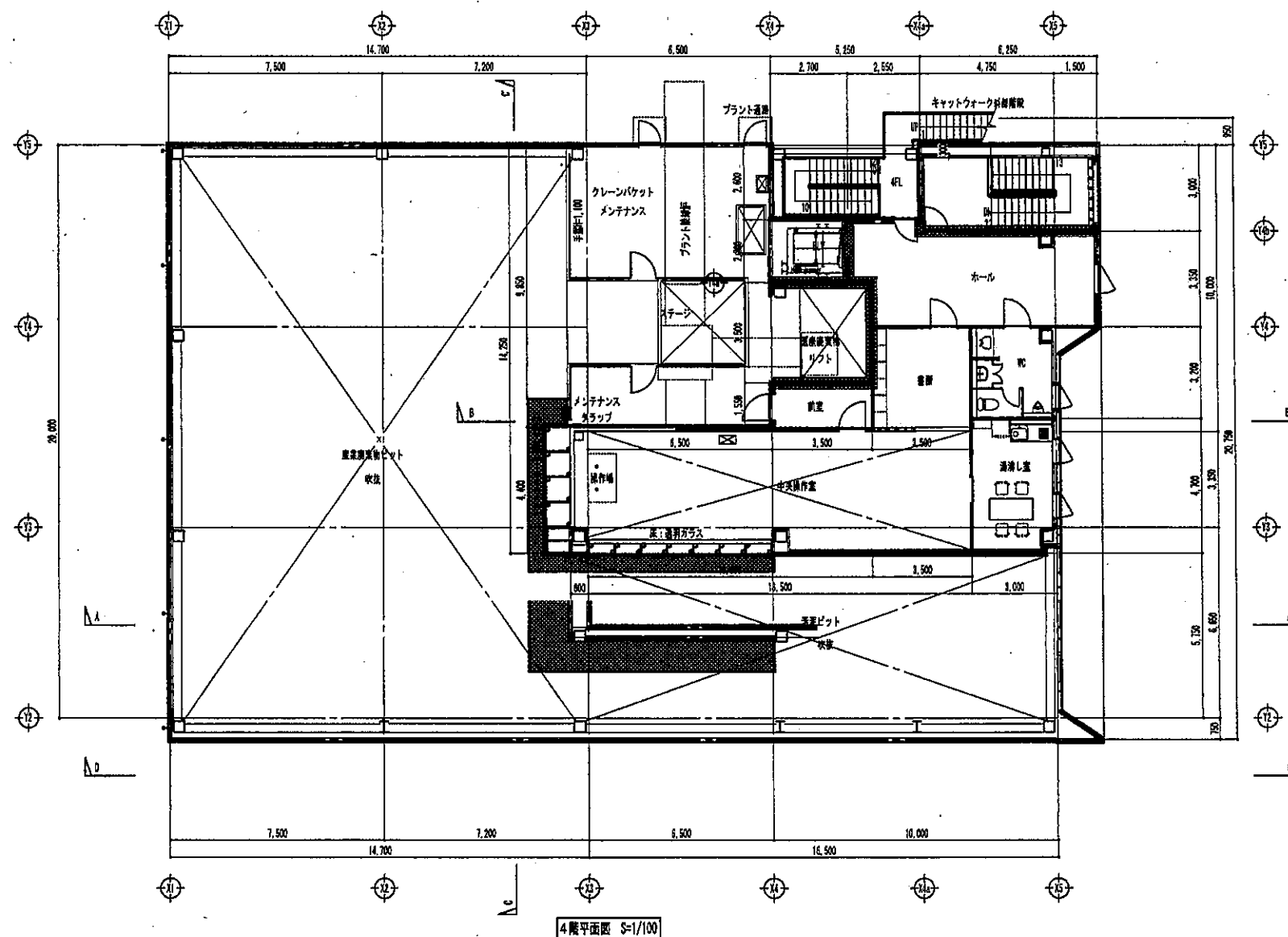
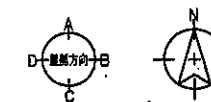
(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第228552号	工事名称 リサイクリングワーク秋田2号戸建設工事	設計年月 R2・6
図面種類 2階平面図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 A-14
校印		



3階平面図 S=1/100

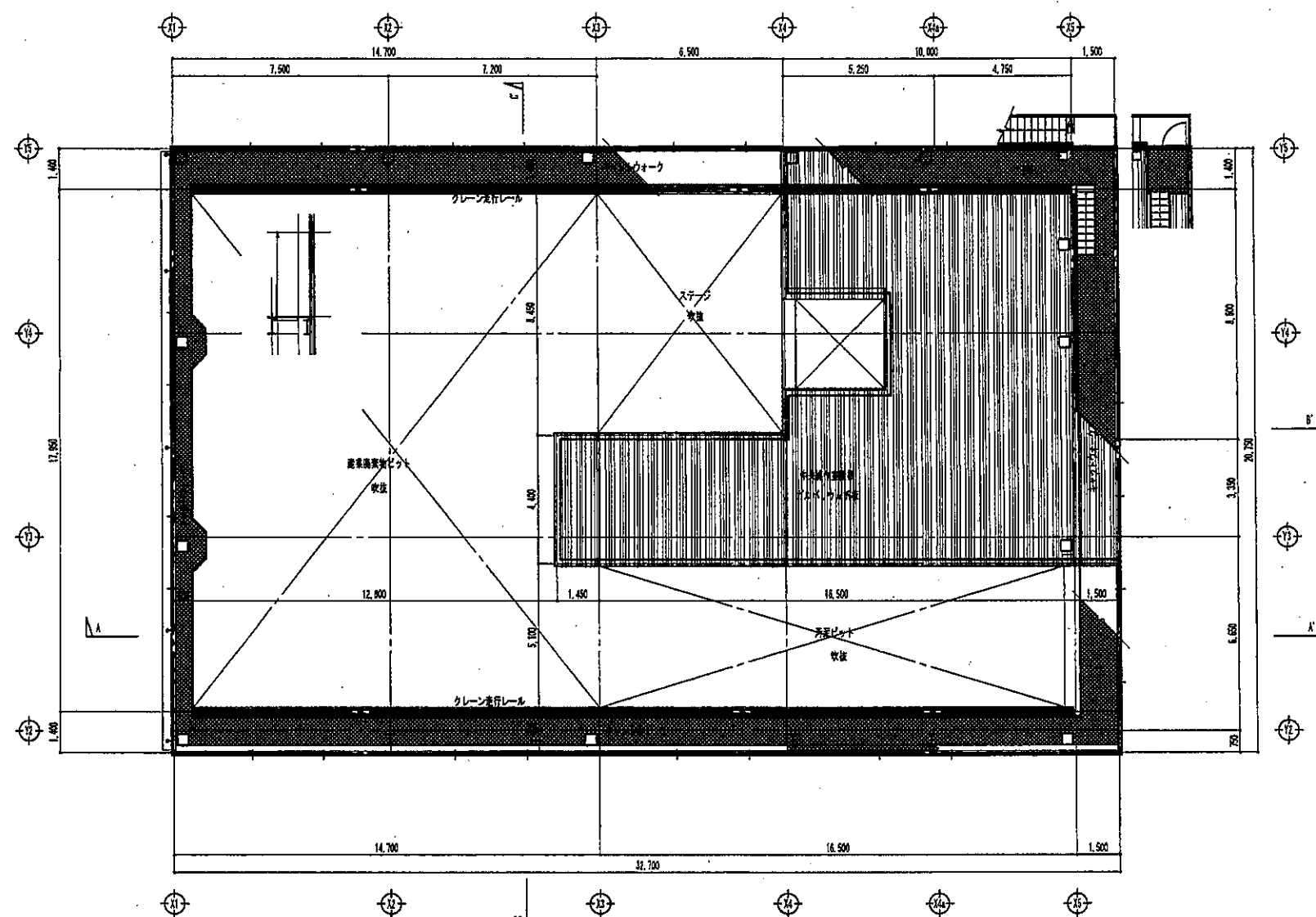
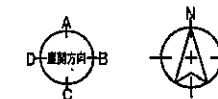
防火区画：強化ガラス 1.5m x 1.5m 両面張り

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁建設工事	設計年月	R2・6
	図面種別	3階平面図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
検印			図面番号	A-15



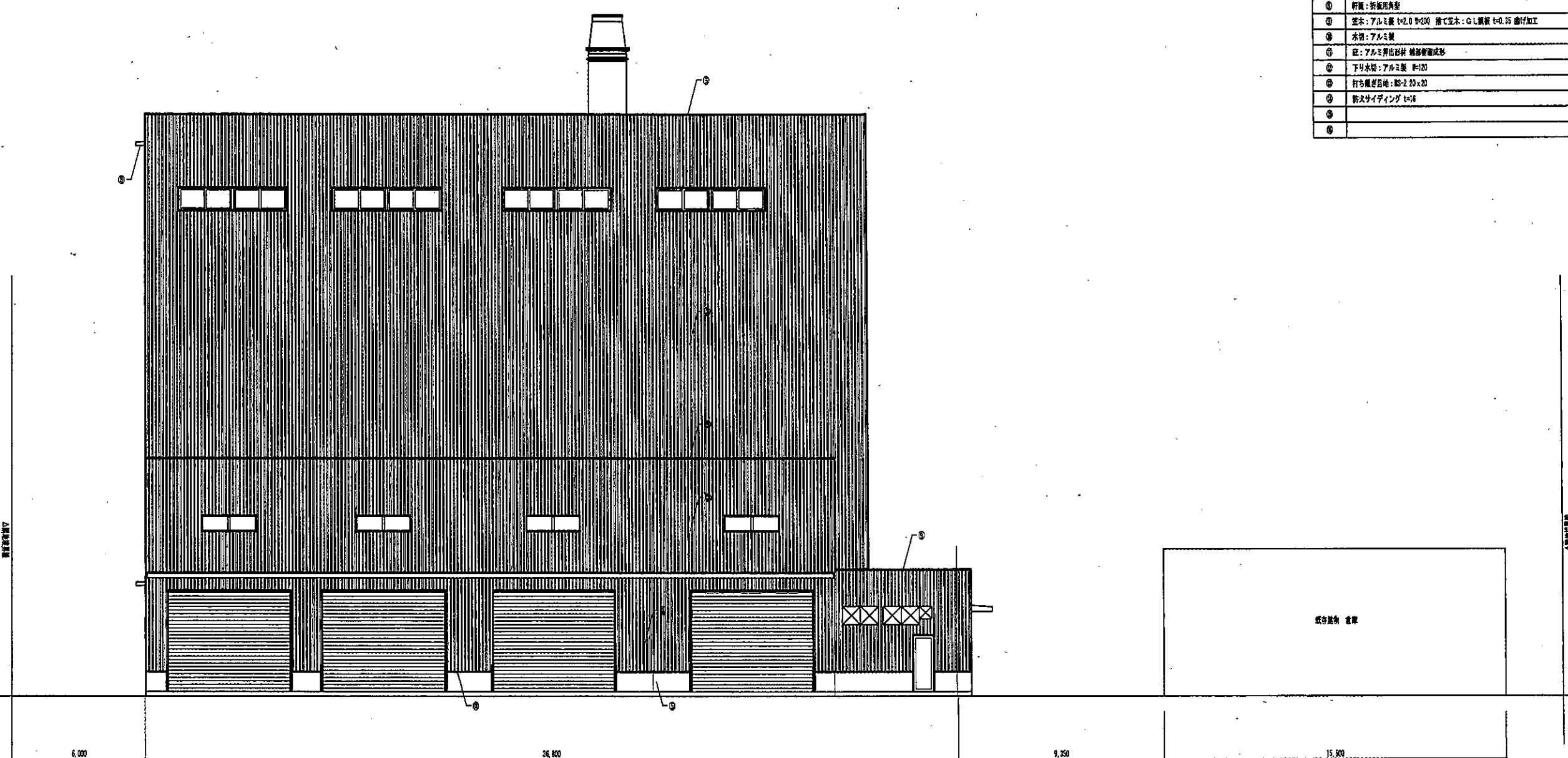
防火区画: 強化P8 t=0.5 + P9 t=12.5 両面壁付

(株)小野建築研究所	工事名称	リサイクル工場秋田2号新築工事	設計年月	R2・6
代表取締役 小野 泰太郎	図面種類	4階平面図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
秋田県知事登録 18-10A-0676	校印		図面番号	A-16
管理建築士 池田 隆				
一級建築士登録 第228552号				



キャットウォーク平面図 S=1/100

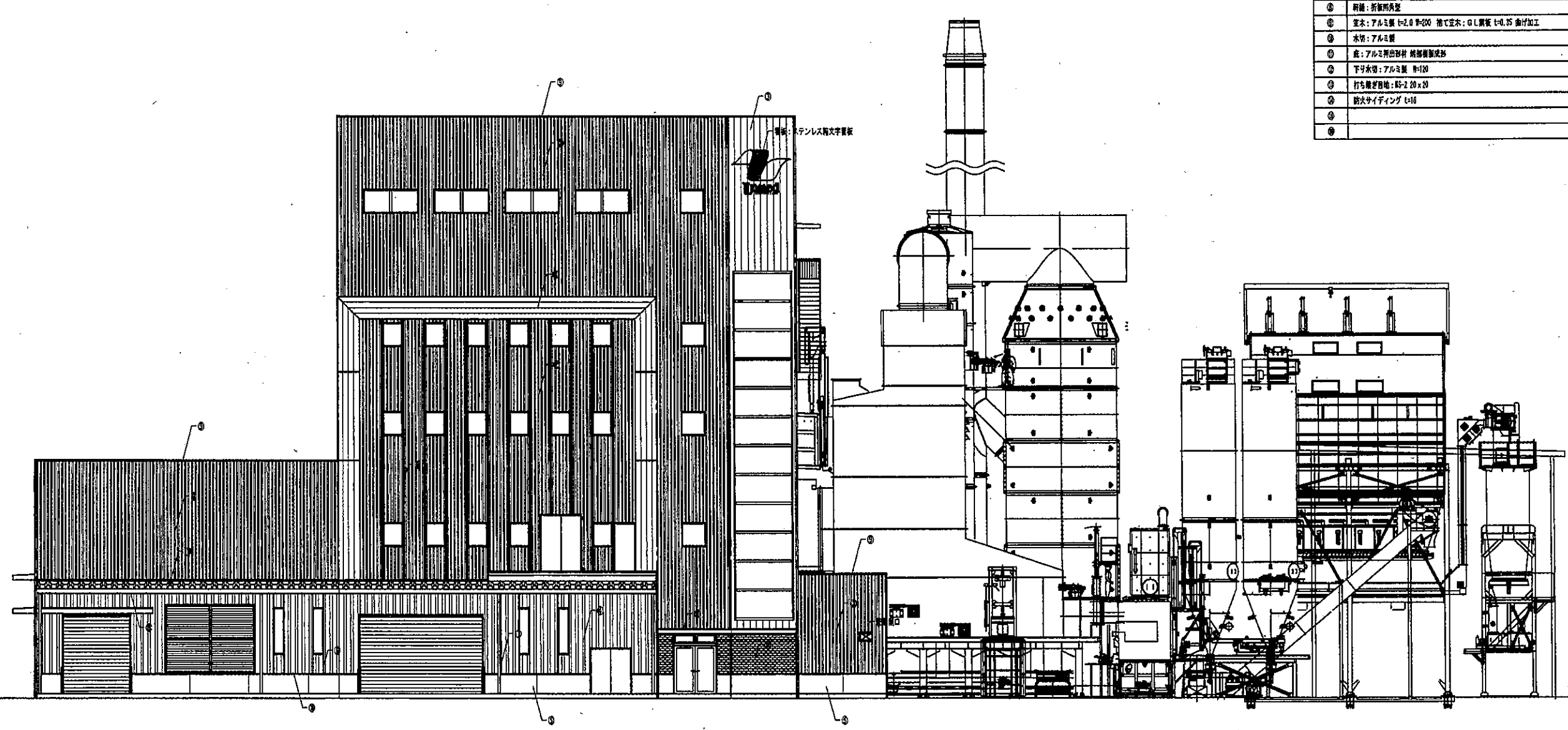
(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-104-0676 管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁建設工事	設計年月	R2・6
	図面種別	キャットウォーク平面図	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
	校 印		図面番号	A-17



南側立面図 S=1/100

仕上表	
記号	仕上
①	ガルバリウム亜鉛鋼板 折板葺 屋根勾配: 3/100 葺き: 不燃ガラス繊維シートt=5.0 山葺150 t=0.8
②	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム亜鉛鋼板葺
③	金属サイディングt=15
④	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム亜鉛鋼板 折板葺 葺き: 不燃ガラス繊維シートt=5.0 山葺35 t=0.8
⑤	コンクリート打放し補修 アクリル系防水塗装
⑥	仕上見切縁: ガルバリウム鋼板加工
⑦	断熱: 硬質泡盛100φ
⑧	軒裏: 折板用角形
⑨	窓木: アルミ製 t=2.0 巾=200 捨て窓木: G.L.断熱 t=0.35 窓付加工
⑩	水切: アルミ製
⑪	庇: アルミ押出形材 断熱樹脂成形
⑫	下り水切: アルミ製 巾=120
⑬	打ち漏れ目地: BS-2 20x20
⑭	防火サイディング t=16
⑮	
⑯	

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 儀 一般建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーフ秋田2号炉建設工事	設計年月	R2・6
	図面種別	南側立面図	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
	検 印		図面番号	A-19

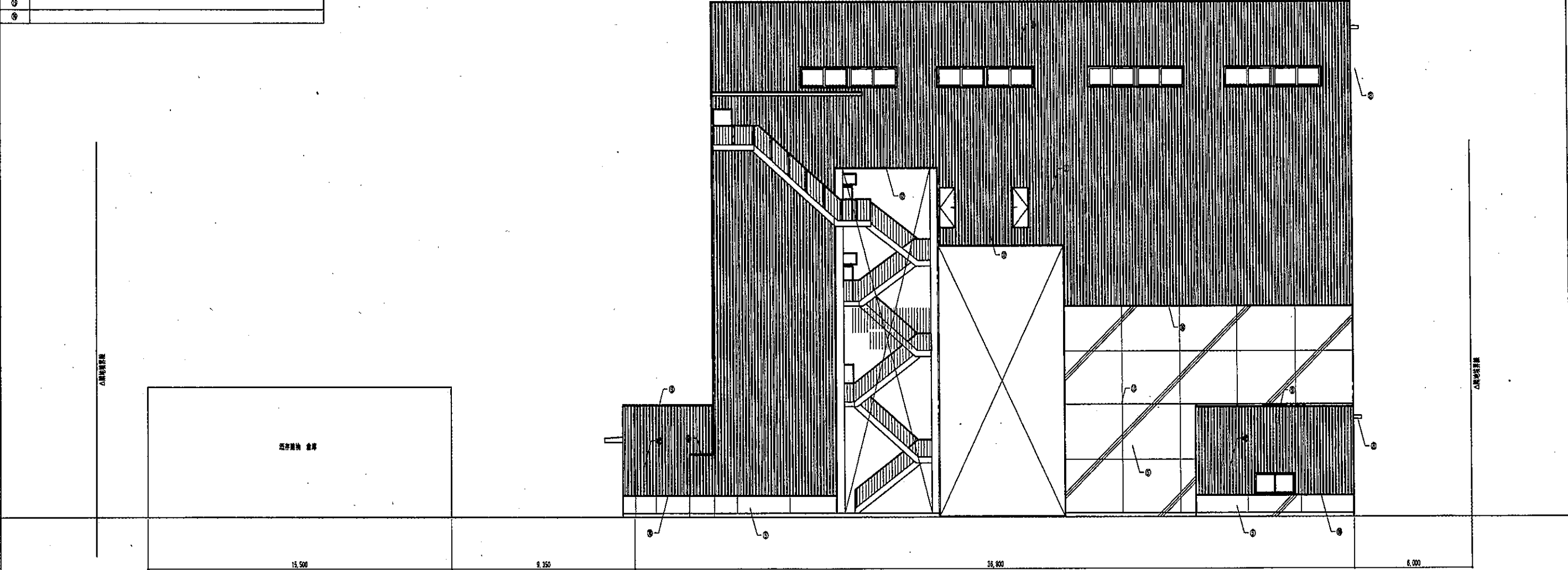


仕上表	
記号	仕上
①	ガルバリウム亜鉛鋼板 折板型 屋根勾配: 3/100 葺法: 不燃ガラス繊維シートt=5.0 山葺150 t=0.8
②	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム亜鉛鋼板葺
③	金属サイディングt=15
④	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム亜鉛鋼板 折板型 葺法: 不燃ガラス繊維シートt=5.0 山葺85 t=0.8
⑤	コンクリート打ち出し補修 アクリル系防水塗装
⑥	仕上見放線: ガルバリウム亜鉛鋼板加工
⑦	縦断: 縦断壁t=100φ
⑧	縦断: 折板用外壁
⑨	窓木: アルミ製 t=2.0 9=200 捨て窓木: GL鋼板 t=0.75 曲げ加工
⑩	水切: アルミ製
⑪	庇: アルミ製出窓材 縦断部断熱材
⑫	下り水切: アルミ製 9=120
⑬	打ち漏れ防地: BS-2 20×20
⑭	防火サイディング t=16
⑮	
⑯	

東面立面図 S=1/100

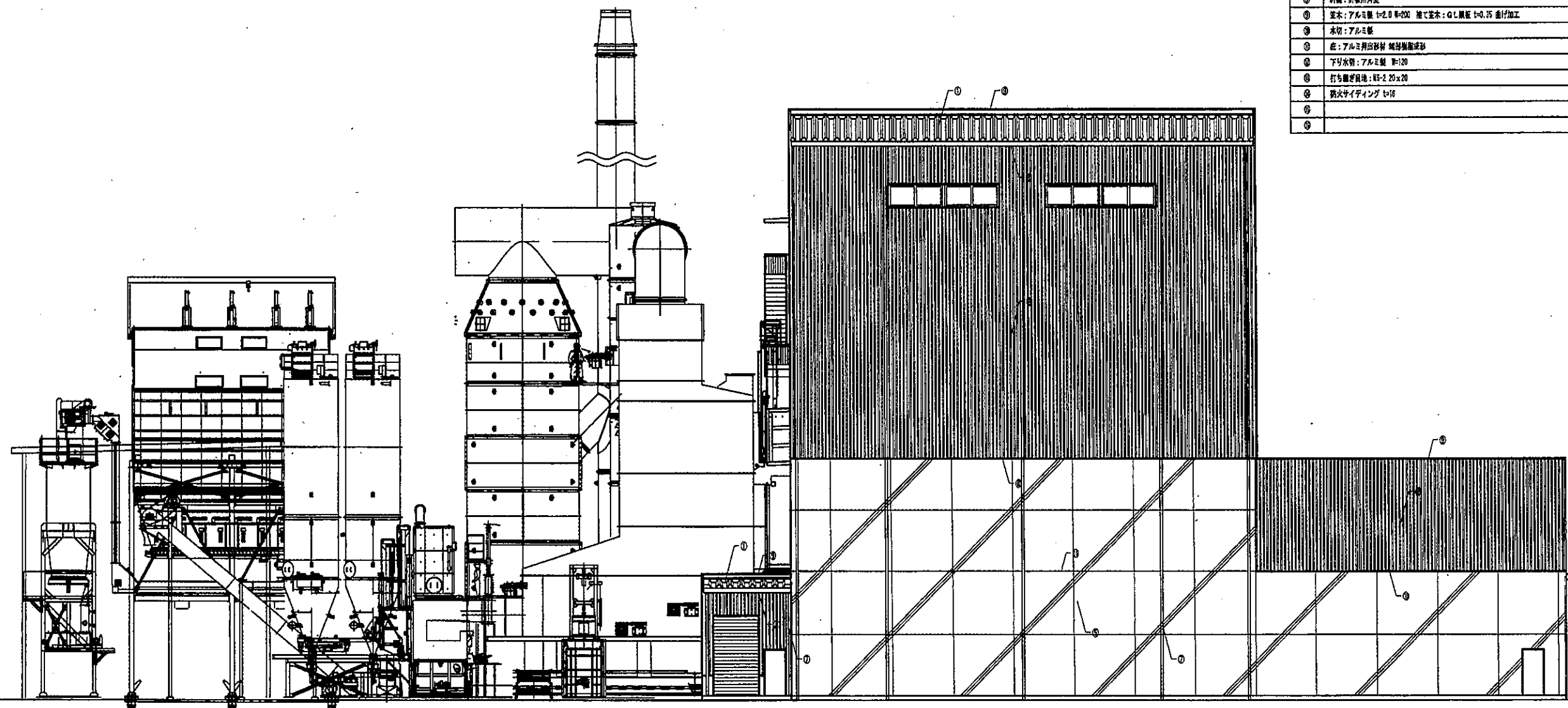
(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一級建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁建設工事	設計年月	R2・6
	図面種別	東面立面図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
	検印		図面番号	A-20

仕上表	
図号	仕上
①	ガルバリウム塗装鋼板 折板葺 屋根勾配: 3/100 葺材: 不透ガラス繊維シートt=5.0 山高150 t=0.8
②	防水サイディングt=14下地 ガルバリウム塗装鋼板葺
③	金属サイディングt=15
④	防水サイディングt=14下地 ガルバリウム塗装鋼板 折板葺 葺材: 不透ガラス繊維シートt=5.0 山高85 t=0.8
⑤	コンクリート打放し補修 アクリル系塗料塗装
⑥	仕上気切線: ガルバリウム鋼板加工
⑦	縦断: 既設造り壁100φ
⑧	軒樋: 折板用内型
⑨	窓木: アルミ製 t=2.0 W=200 装て窓木: G.L.製板 t=0.15 合付加工
⑩	水切: アルミ製
⑪	庇: アルミ押出型材 端部貫通成形
⑫	下り水切: アルミ製 W=120
⑬	打ち金目地: 既-1 20x25
⑭	防水サイディング t=15
⑮	
⑯	



北側立面図 S=1/100

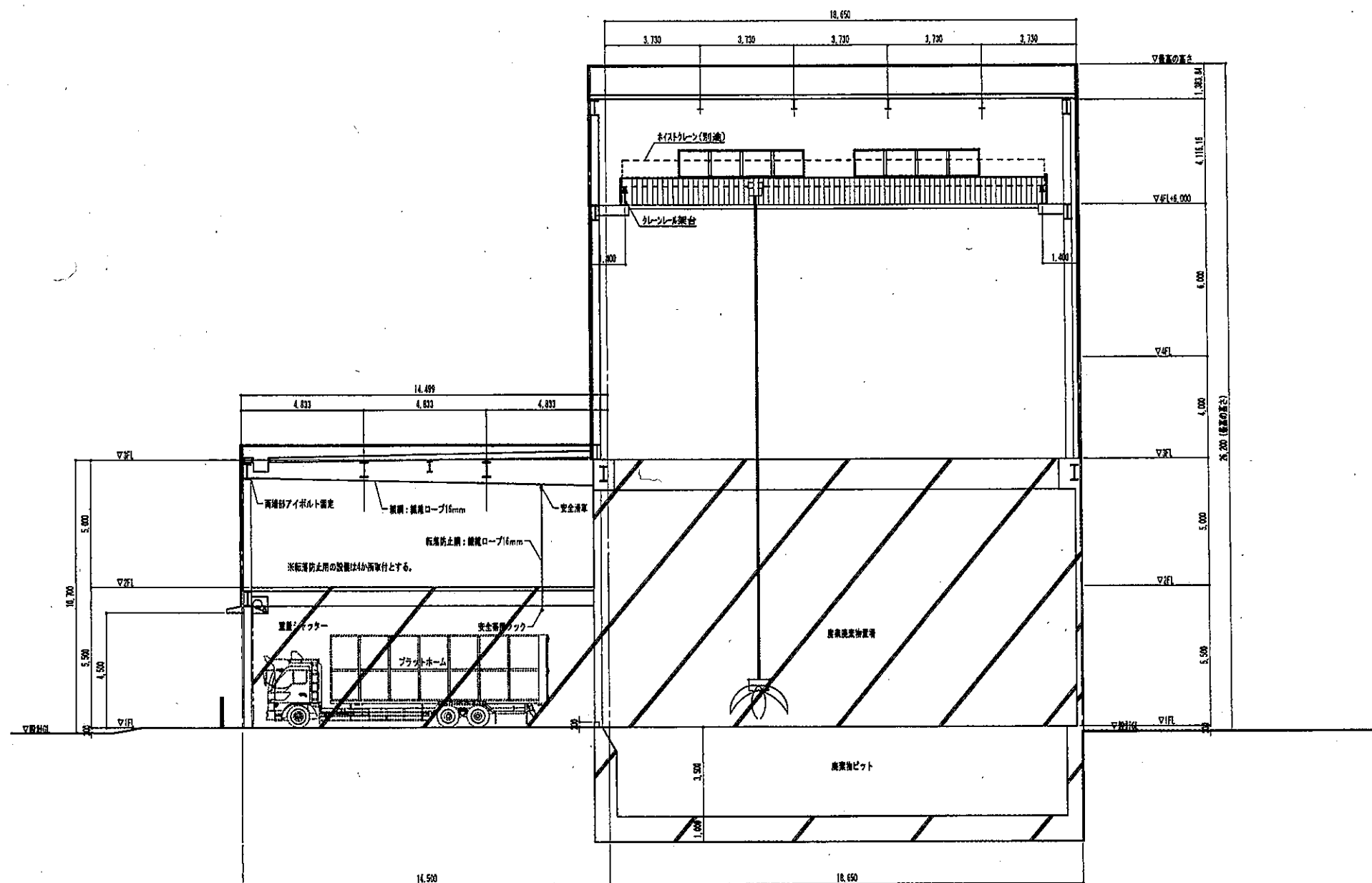
(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一級建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁舎建設工事	設計年月	R2・6
	図面種別	北面立面図	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
	検 印		図面番号	A-21



西側立面図 S=1/100

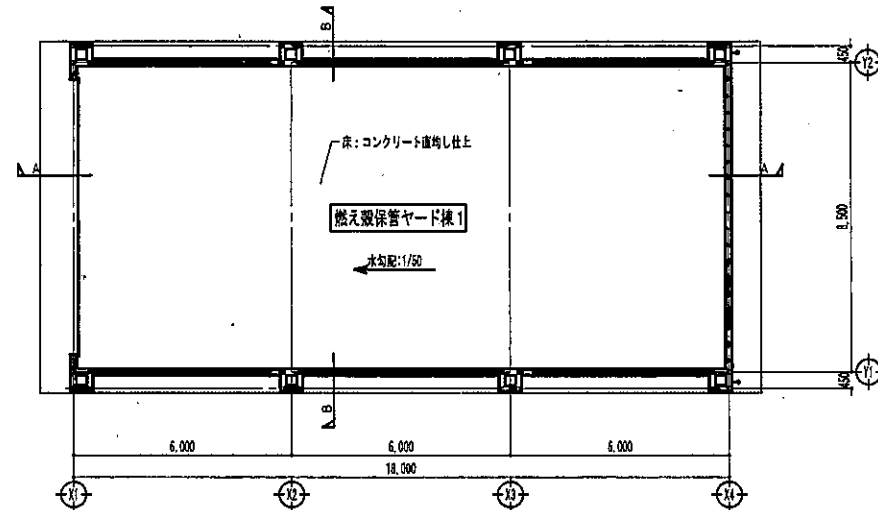
仕上表	
番号	仕上
①	ガルバリウム塗装鋼板 折板葺 屋根勾配: 3/100 葺法: 不透ガラス繊維シートt=5.0 山葺150 t=0.8
②	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム塗装鋼板葺
③	金属サイディングt=15
④	防火サイディングt=14下地 ガルバリウム塗装鋼板 折板葺 葺法: 不透ガラス繊維シートt=5.0 山葺45 t=0.8
⑤	コンクリート打放し補修 アクリル系防水塗装
⑥	仕上見附線: ガルバリウム鋼板加工
⑦	縦樋: 縦貫管径100φ
⑧	軒樋: 折板用角型
⑨	窓木: アルミ板 t=2.0 厚=200 捨て窓木: GL鋼板 t=0.35 金け加工
⑩	水切: アルミ板
⑪	庇: アルミ閉出砂材 縦溝断面成形
⑫	下り水切: アルミ板 厚=20
⑬	打ち懸り瓦地: KFS-2 20x20
⑭	防火サイディング t=15
⑮	
⑯	

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一級建築士登録 第228552号	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号庁舎改修工事	設計年月	R2・6
	図面種別	西側立面図	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
	検 印		図面番号	A-22

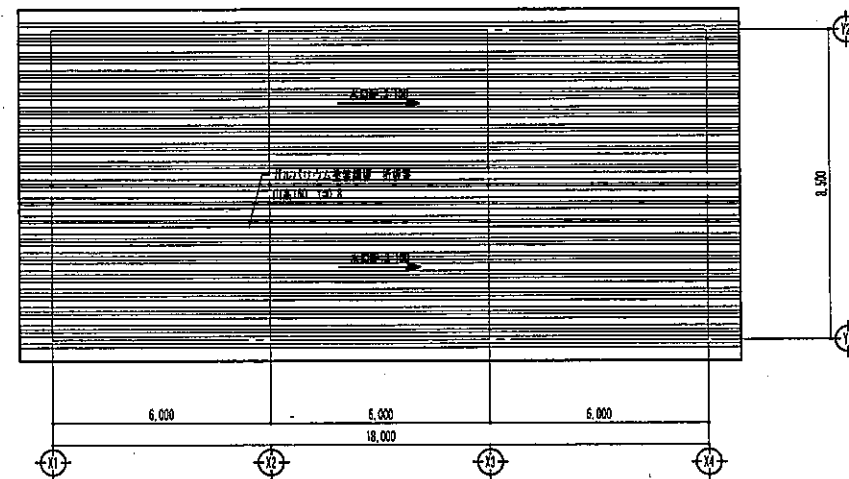


C-C'断面図 S=1/100

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-104-0676 管理建築士 池田 健 一級建築士登録 第228552号	工事名称 図面種別 校 印	リサイクリングワーク秋田2号貯蔵工 断面図2	設計年月 縮 尺 図面番号	R2・6 A1:1/100 A3:1/200 A-24
---	---------------------	---------------------------	---------------------	--------------------------------------

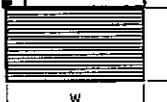


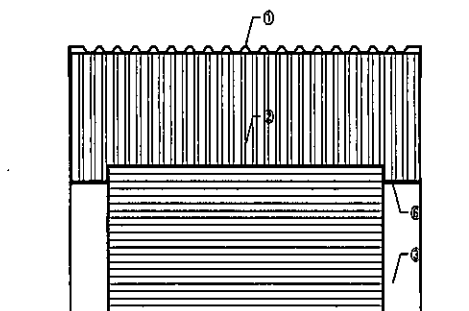
平面図 S:1/100



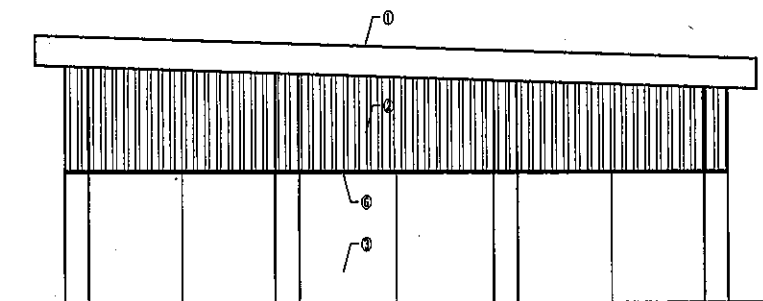
屋根伏図 S:1/100

仕上表	
記号	仕上
①	ガルバリウム塗装鋼板 折板瓦 屋根勾配: 3/100 山高150 t=0.8
②	防火サイディングt=15下地 ガルバリウム塗装鋼板
③	コンクリート打放し補修 アクリル系防水塗装
④	断熱: 硬質ウレタン100φ
⑤	軒裏: 折板瓦用型
⑥	水切: アルミ製
⑦	鉄骨表し 塗装亜鉛メッキ
⑧	天井: フレキシブルボード t=6.0 EP-G
⑨	コンクリート打放し補修

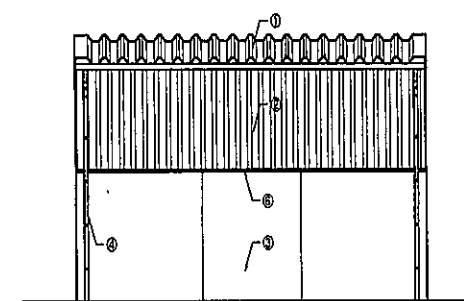
符号	室名	1F 燃え殻保管ヤード1			
数量	形式	法規制	1	電動重量シャッター	
姿型					
		内法寸法 (W×H) 7500×4000			
性能					
ガイドレール	材質・仕上		A	S SOP	
まぐさ	材質・仕上			S SOP	
スラット	材質・仕上		A	S SOP	
ボトムバー	材質・仕上		C	S SOP	
ケース	材質・仕上			S SOP	
食物特記			付属金物一式、奥止めブラシ付きボトムバー		
備考					



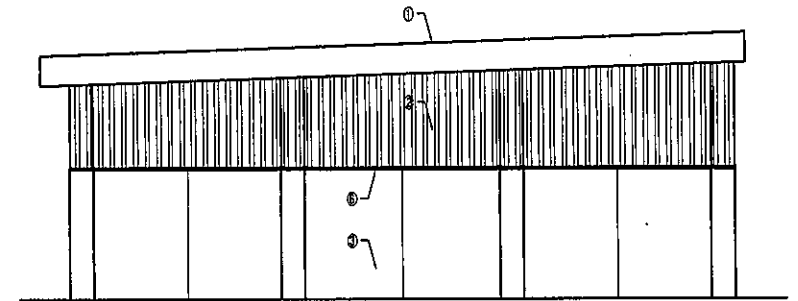
西面立面図 S:1/100



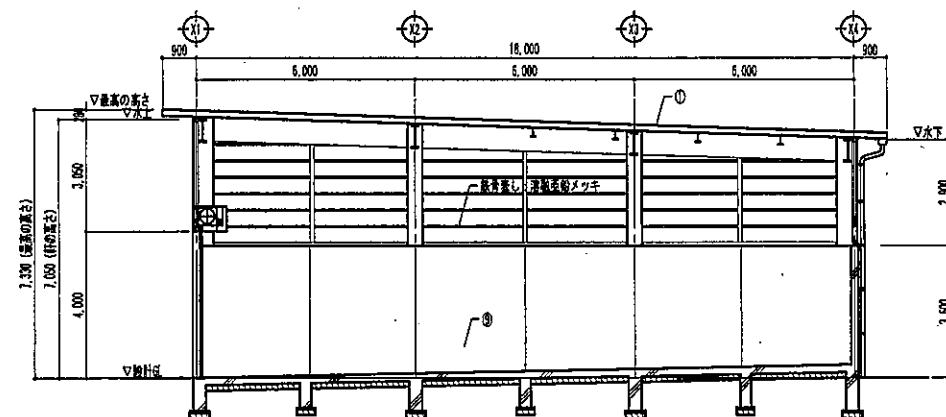
南面立面図 S:1/100



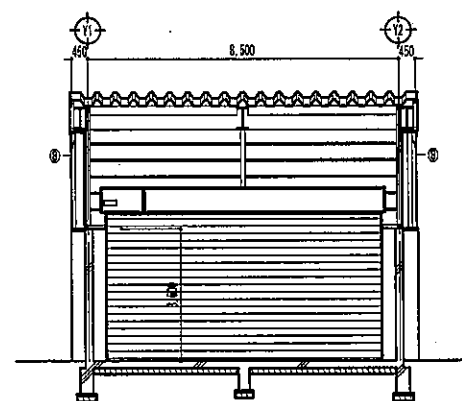
東面立面図 S:1/100



北面立面図 S:1/100

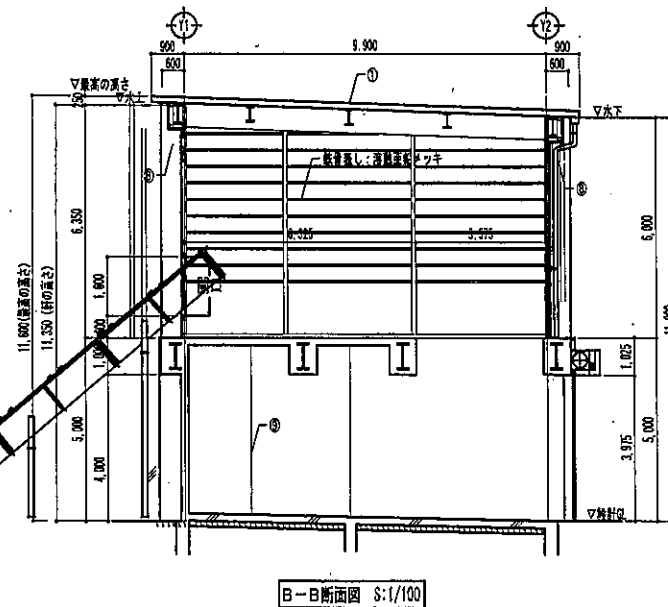
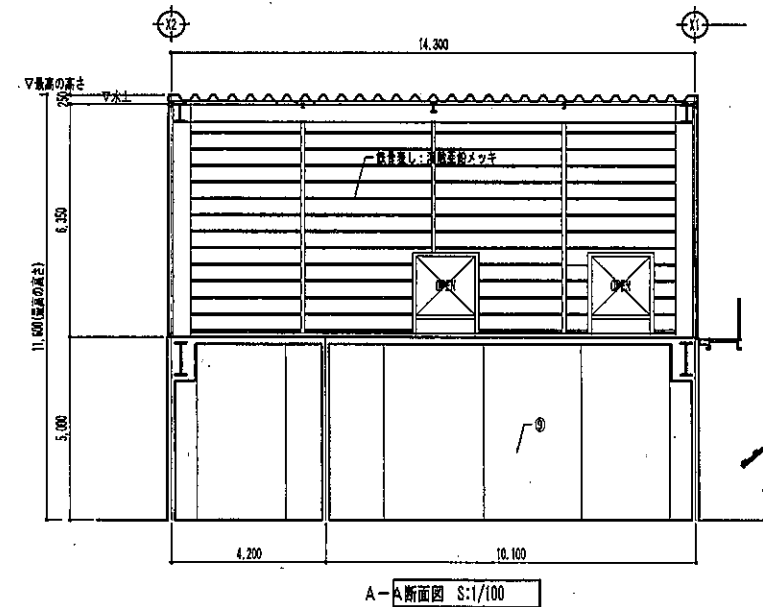
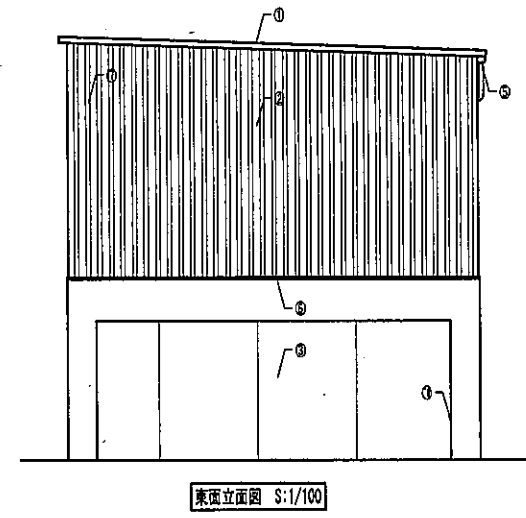
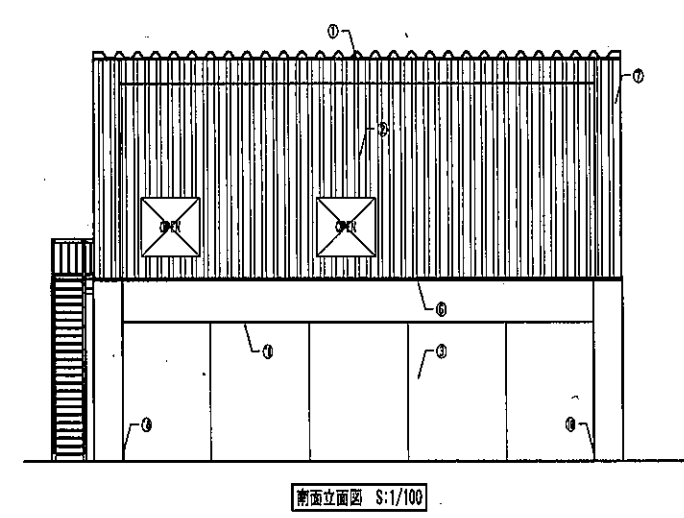
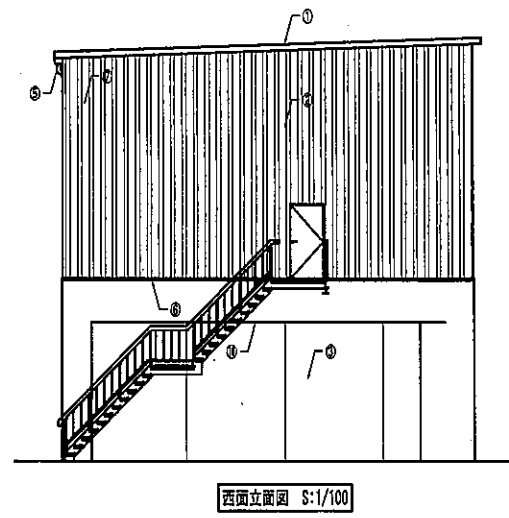
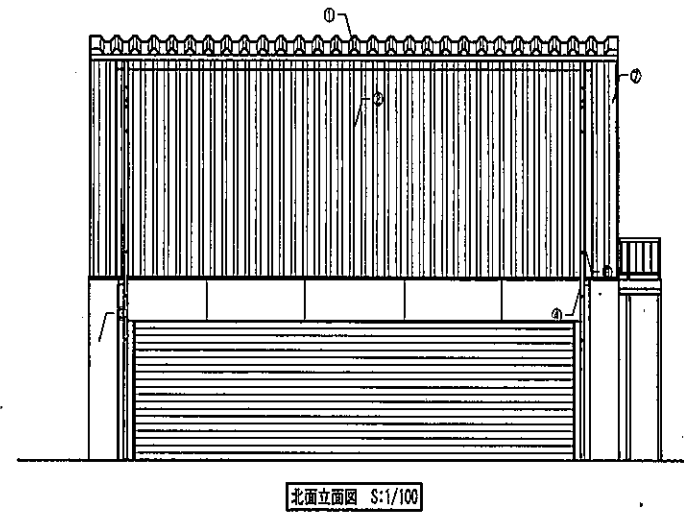
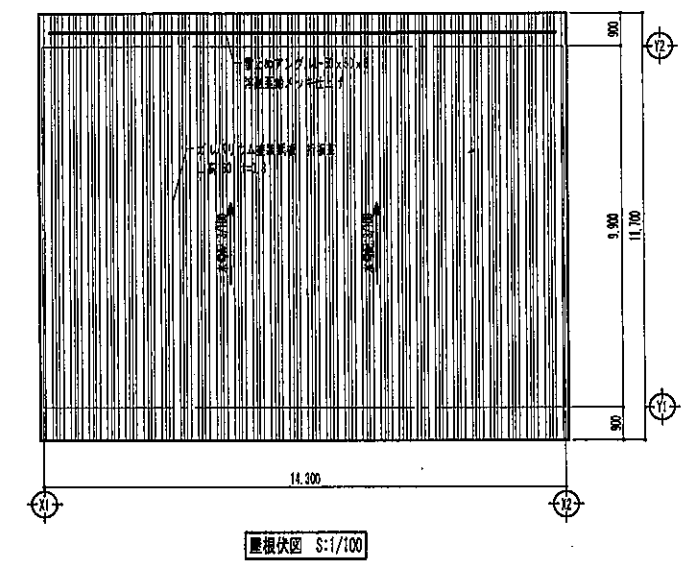
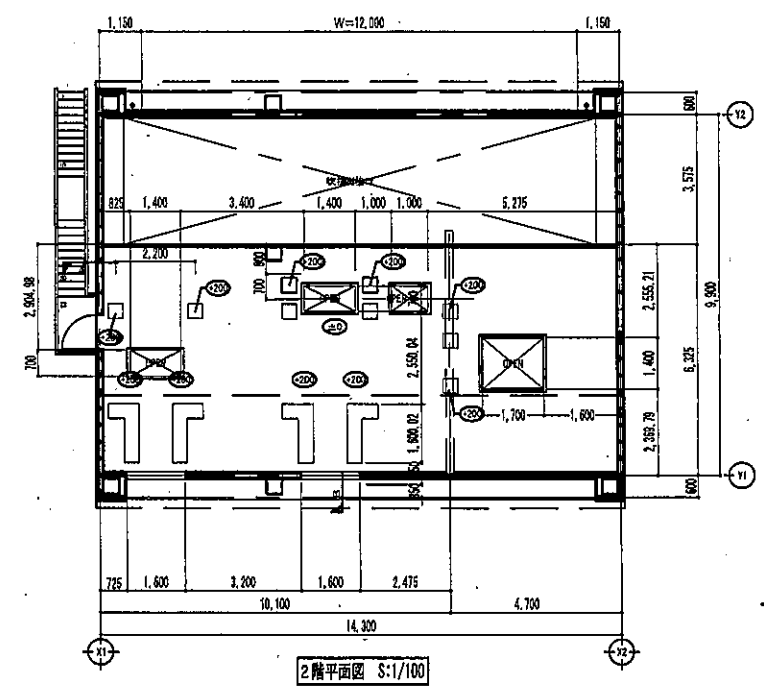
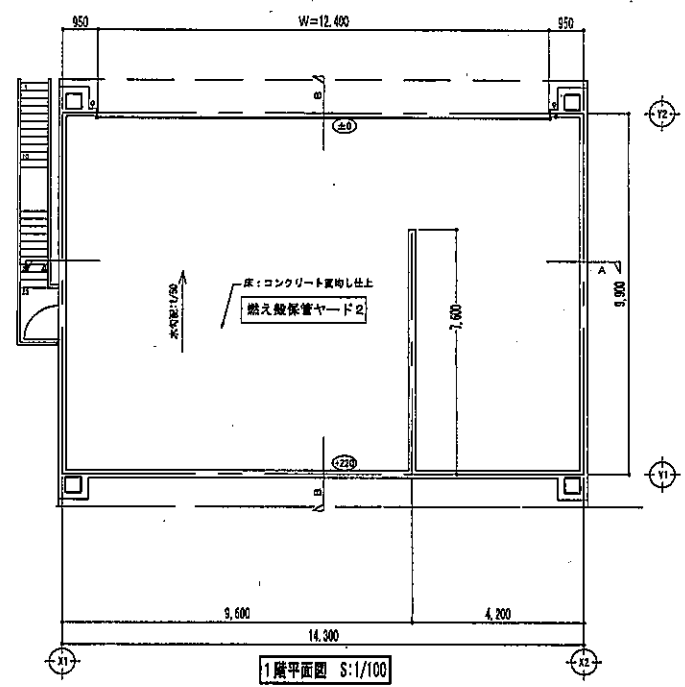


A-A断面図 S:1/100



B-B断面図 S:1/100

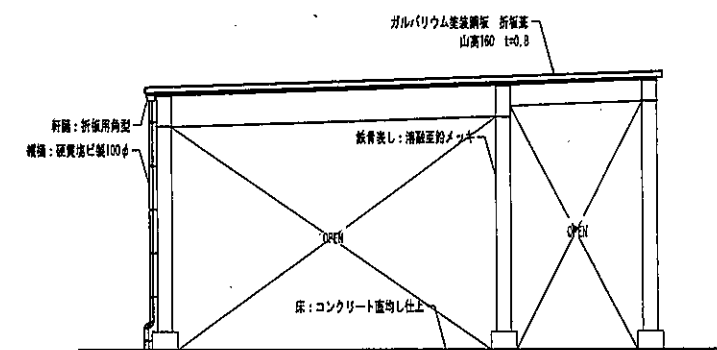
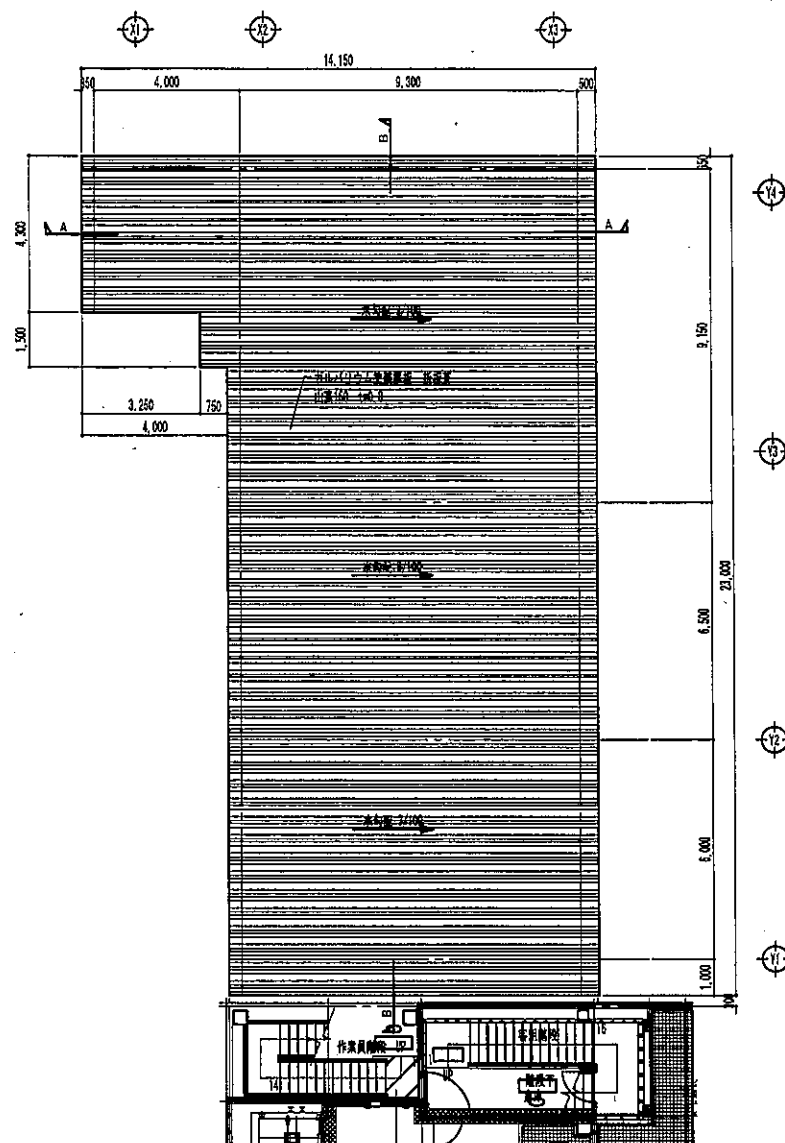
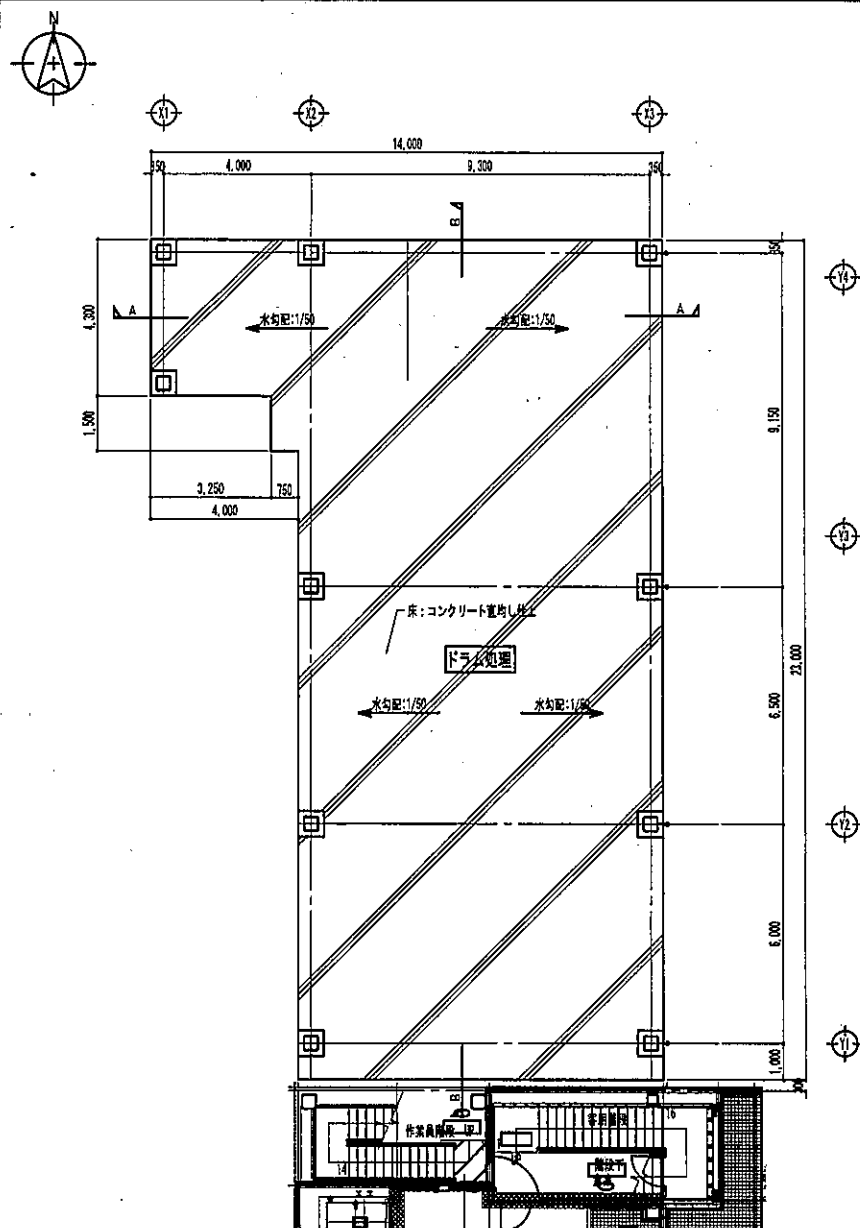
(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一級建築士登録 第228552号	工事名称 リサイクリングワーフ秋田2号戸建設工事 図面種別 燃え殻保管ヤード1 建具 校 印	設計年月 R2・6 縮 尺 A1:1/100 A3:1/200 図面番号 A-58
---	--	---



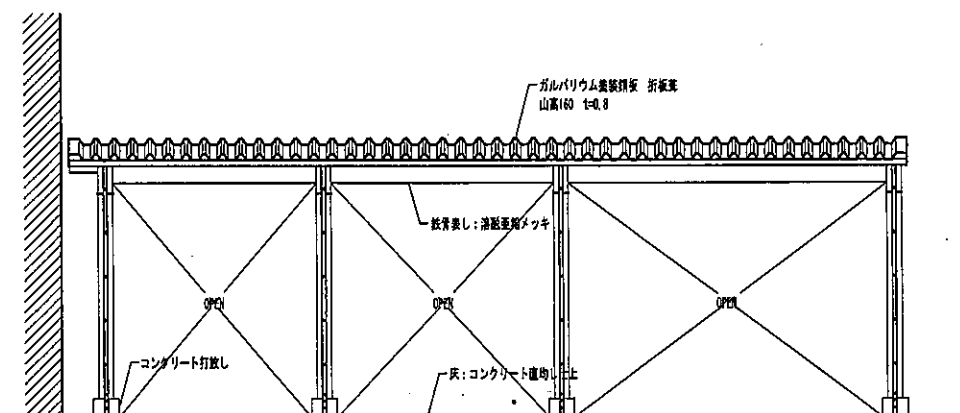
1F 燃え殻保管ヤード2		1F 燃え殻保管ヤード2
図面	1 電動開閉シャッター	1 片開き戸
図面		
内寸法 (W×H)	12000×3775	9000×2000
性能	40 S O P	A-1 S O P
ガイドレール	材質・仕上	C S U S
まぐさ	材質・仕上	
スラット	材質・仕上	
ボトムバー	材質・仕上	
ケース	材質・仕上	
金物等	付属金物一式、奥止めブラシ付きボトムバー	付属金物一式

仕上表	
記号	仕上
①	ガルバリウム塗鋼板 折板型 屋根勾配: 3/100 山高180 t=0.8
②	防水サイディングt=15下地 ガルバリウム塗鋼板
③	コンクリート打放し増修 アクリル系防水塗料
④	屋根: 破損部は取り換え
⑤	軒端: 折板用角型
⑥	水切: アルミ製
⑦	散水装置 溶融亜鉛メッキ
⑧	天井: フレキシブルボード t=6.0 EP-G
⑨	コンクリート打放し増修
⑩	排水スリット

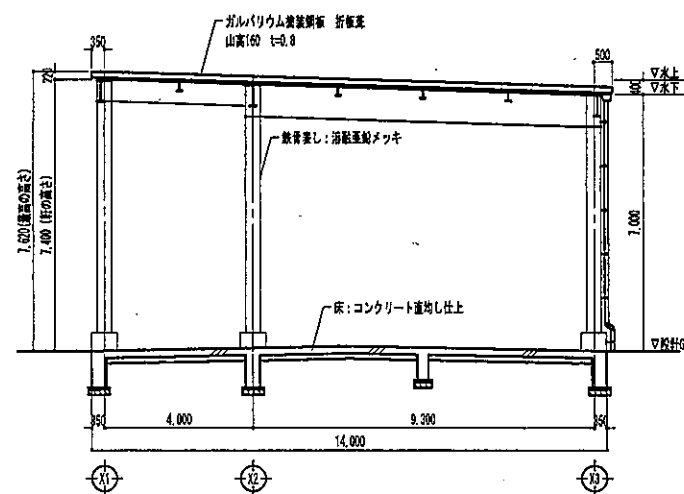
(株)小野建築研究所	工事名称	リサイクリングワーク秋田2号貯蔵施設工事	設計年月	R2・6
代表取締役 小野 泰太郎	図面種別	燃え殻保管ヤード2建屋	縮 尺	A3:1/100 A3:1/200
秋田県知事登録 18-10A-0676	管理建築士 池田 健	検 印	図面番号	A-59
一級建築士登録 第228552号				



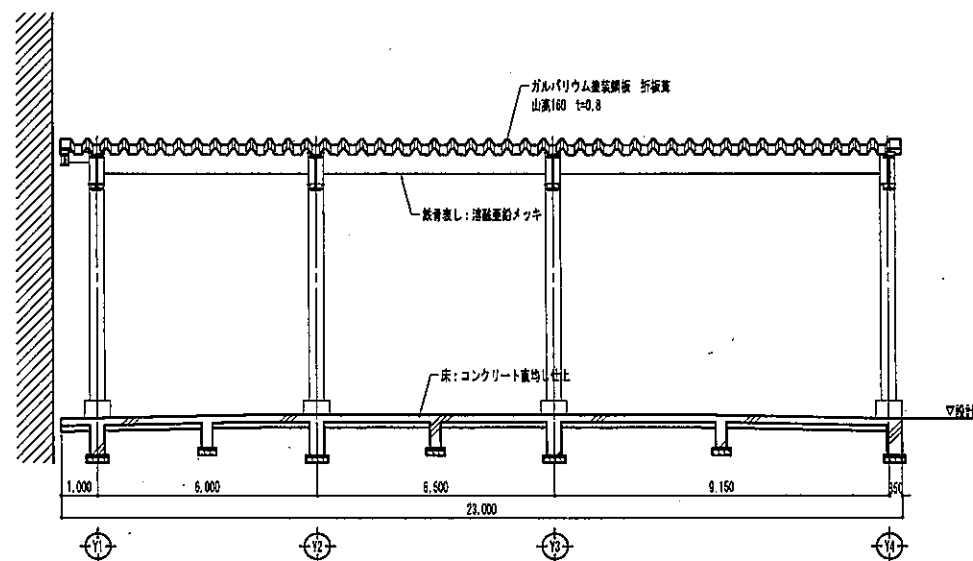
北面立面図 S:1/100



西面立面図 S:1/100

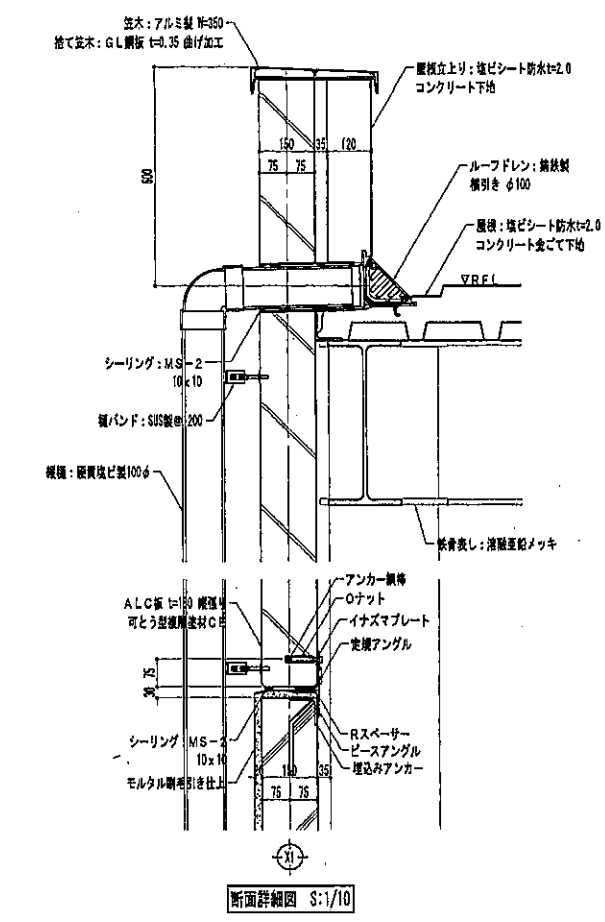
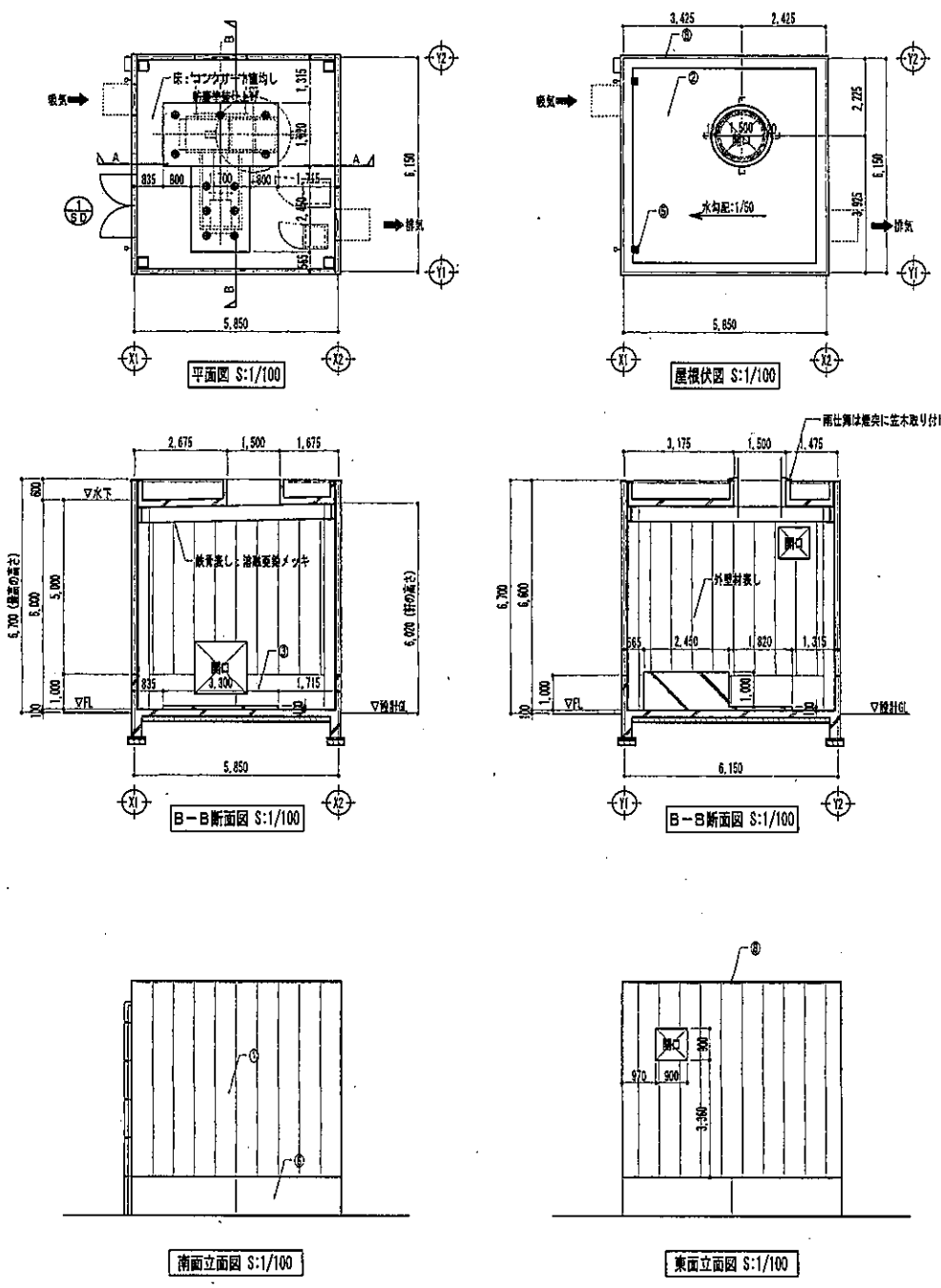


A-A断面図 S:1/100



B-B断面図 S:1/100

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-10A-0676 管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第228552号	工事名称 リサイクル工場秋田2号戸建設工事 図面種別 ドラム処理建屋 校 印	設計年月 R2・6 縮 尺 A1:1/100 A3:1/200 図面番号 A-50
---	--	---



仕上表	
記号	仕上
①	ALC板 t=50 縦張り 可とう型模造レンガCE
②	屋根: 塩ビシート防水t=2.0 コンクリート金こて下地
③	コンクリート打放し補修 アクリル系塗料塗装
④	屋根: 縦貫通びね100φ
⑤	ルーフドレン: 鋼鉄製 横引き φ100
⑥	モルタル刷毛引き仕上 t=20
⑦	鉄骨表し 漆喰至鉛メッキ
⑧	芯木: アルミ製 B=350

符号	記号	1F 誘引送風
数量	形式	1 片側き型
内法寸法 (W×H)		
1800×2000		
厚さ	仕上	40 SOP
形状	材質・仕上	A-1G S SOP
屋根形状	材質・仕上	EG SUS
ガラス種類	厚み	
ガラス形状	材質・仕上	
支持金物	付属金物一式	
取手/押板		
塗		
備考		

(株)小野建築研究所 代表取締役 小野 泰太郎 秋田県知事登録 18-104-0676 管理建築士 池田 健 一般建築士登録 第228552号	工事名称 リサイクリングワーフ秋田2号炉建設工事 図面種別 誘引送風機	設計年月 R2・6 縮尺 A1:1/100 A3:1/200 図面番号 A-61
---	--	--

令和2年度 議案第4号

都 ー 441

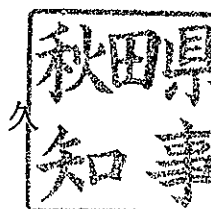
令和2年10月23日

秋田県都市計画審議会会長 様

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく工作物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

秋田県知事 佐竹 敬久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別添
のとおり秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田市）

令和2年11月10日審議

秋田県都市計画審議会会長

付議依頼理由書

1 本件処理施設は、平成25年度に一般廃棄物処理施設として建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書に基づく許可（以下「ただし書許可」という。）を受けて、平成29年9月から生ゴミなどを処理する発電施設として稼働している。

同年、一般廃棄物に加えて食品工場から排出される動物性残さ等の産業廃棄物を受け入れ、メタンガス化して燃料とし発電による売電をするにあたり、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第14条第6項の産業廃棄物処理業の許可を受け処理を開始している。

2 これまでは、受け入れた廃棄物を処理する工程で発生した汚泥の脱水処理施設であることから、ただし書許可は不要であった。今後は、食品由来の有機汚泥（産業廃棄物）を追加で受け入れ、処理を行おうとするものである。

3 現在稼働している汚泥の脱水施設の処理能力は、一日あたり115.2m³である。汚泥を受け入れることに伴い、一日の処理能力が30m³を超えるため、法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。

→参考①

4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は、都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書による許可を得るか、又は政令で定める規模の範囲としなければならないが、本施設は都市計画で位置決定されたものでなく、かつ政令で定める規模を超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものである。

→参考②

5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。

→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

①参考

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令（※1）で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令（※2）で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

（※1）建築基準法施行令第130条の2の2

（※2）建築基準法施行令第130条の2の3

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号 から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

一 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が10m³を超えるもの

②参考

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

イ 汚泥の脱水施設 30m³

③参考

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

- 2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設



許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積 志 様

令和 2年 9 月 10 日

株式会社ナチュラルエナジージャパン

申請者氏名 代表取締役 芦名 洋亮



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カヅシゲ イナ
【ロ. 氏名】 株式会社 ナチュラルエナジージャパン 代表取締役 芦名 洋亮
【ハ. 郵便番号】 〒010-1601
【ニ. 住所】 秋田県秋田市向浜1丁目3-7
【ホ. 電話番号】 018-866-9313

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 212893 号
【ロ. 氏名】 水野 勝人
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 60384 号
日立造船(株)
【ニ. 郵便番号】 〒140-0013
【ホ. 所在地】 東京都品川区南大井6丁目26番3号 大森ベルポートD館15階
【ハ. 電話番号】 03-6404-0826

※手数料欄

現金 ¥160,000

※受付欄

平成 29 年 10 月 10 日
係員印

※消防関係同意欄

※決裁欄

※許可番号欄

※公告欄

※公開による意見の聴取
の期日の欄

※建築審査会同意欄

※都市計画地方審議会の
議欄

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

第 号

第 号

第 号

係員印

係員印

係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田県秋田市向浜1丁目1番186、1番187、1番201、1番202

【2. 住居表示】 秋田県秋田市向浜1丁目3番7号

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 勝平山風致地区（第3種）法22条指定区域

【5. 道路】

【イ. 幅員】 15.000m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 21.170m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (14,312.17㎡) () ()
(2) () () ()
【ロ. 用途地域等】 工業専用地域
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200%) () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60%) () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 14,312.17㎡
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 40%
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620)

火葬場又はと畜場・汚物処理場・ゴミ焼却場その他の処理施設（※バイオガス化施設）

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 (114.75㎡) (1,648.46㎡) (1,763.21㎡)
【ロ. 建蔽率】 12.32%

【10. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】 (114.75㎡) (2,231.01㎡) (2,345.76㎡)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () ()
【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () ()
【ル. 住宅の部分】 () () ()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】
() () ()
【ワ. 延べ面積】 2,345.76㎡
【カ. 容積率】 16.39%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】4

【12. 工事着手予定年月日】

令和2年12月1日

【13. 工事完了予定年月日】

令和3年2月28日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

(第三面)

【1. 番号】1

【2. 工事種別等】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更

□大規模の修繕 □大規模の模様替 □既設

【3. 構造】

鉄骨造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】6.663m

【ロ. 最高の軒の高さ】5.000m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08620)	(汚泥受入棟)	(114.75㎡)	()	(114.75㎡)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】					
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	(08620)	(汚泥受入棟)	(114.75㎡)	()	(114.75㎡)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☒既設

【3. 構造】 鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 13.125m
【ロ. 最高の軒の高さ】 12.850m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分)		(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(2 階)	(08620)	(バイオガス化施設)	(327.55㎡)	()	()	(327.55㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(1 階)	(08620)	(バイオガス化施設)	(509.91㎡)	()	()	(509.91㎡)
()	(08620)	(受入場)	(366.54㎡)	()	()	(366.54㎡)
()	(08620)	(ホッパ前室)	(87.4㎡)	()	()	(87.4㎡)
()	(08620)	(保管庫② (通路を含む))	(260.12㎡)	()	()	(260.12㎡)
(地下1階)	(08620)	(バイオガス化施設)	(190.57㎡)	()	()	(190.57㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)		(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620)	(バイオガス化施設)	(1742.09㎡)	()	()	()	(1742.09㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 3

【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☒既設

【3. 構造】 鉄骨造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 8.900m
【ロ. 最高の軒の高さ】 8.300m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分)		(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(2 階)	(08470)	(事務所棟)	(126.90㎡)	()	()	(126.90㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(1 階)	(08470)	(事務所棟)	(196.94㎡)	()	()	(196.94㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)		(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08470)	(事務所)	(323.84㎡)	()	()	()	(323.84㎡)
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 4				
【2. 工事種別等】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設				
【3. 構造】 鉄骨造				
【4. 高さ】 【イ. 最高の高さ】 5.100m 【ロ. 最高の軒の高さ】 4.500m				
【5. 階別用途別床面積】 【イ. 階別用途別】 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計) (1 階)(08520)(保管庫①)(120.92㎡)() (120.92㎡) () () () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () () () () () () 【ロ. 用途別】 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計) (08520)(保管庫①)(120.92㎡)() (120.92㎡) ()				
【6. その他必要な事項】				
【7. 備考】				

建築物別概要

【1. 番号】 5				
【2. 工事種別等】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設				
【3. 構造】 鉄骨造				
【4. 高さ】 【イ. 最高の高さ】 4.025m 【ロ. 最高の軒の高さ】 3.750m				
【5. 階別用途別床面積】 【イ. 階別用途別】 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計) (1 階)(08990)(洗車場)(44.16㎡)() (44.16㎡) () () () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () () () () () () (階)() () () () () () () () () () () () () () () () () () () 【ロ. 用途別】 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計) (08990)(洗車場)(44.16㎡)() (44.16㎡) ()				
【6. その他必要な事項】				
【7. 備考】				

事業計画概要書

秋田市長 殿

株式会社ナチュラルエナジージャパン

秋田市向浜一丁目3番7号
株式会社ナチュラルエナジージャパン
代表取締役 芦名 洋亮

許可申請理由書

当該ごみ処理施設は、小売店・飲食店等から排出される事業系一般廃棄物のうち生ごみおよび食品工場から排出される産業廃棄物のうち動植物性残さ等の食品廃棄物を原料とし、メタン発酵による処理過程において、バイオガスを発生させ、電気エネルギーに置換し売電する施設です。

本施設は、一般廃棄物処理施設設置許可（平成25年7月16日付、秋田市長）を受け、平成29年3月に建設完成済みであり、平成29年8月には、一般廃棄物再生利用者指定（指定番号 秋田市一再活第4号、秋田市長）および産業廃棄物処分業許可（許可番号 08620196968、秋田市長）を受け、食品廃棄物の受入処理を開始しています。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定を取得（平成26年12月26日付）と併せ、売電先の東北電力と再生可能エネルギー発電の電力受給契約（平成29年10月10日付）を締結し、売電を開始しています。

このたびの許可申請は、以前より食品工場等の産業廃棄物排出事業者から、同工場にて排出される食品由来の有機性汚泥の処理について当社に委託したい要望があり、当該ごみ処理施設として基本的な処理工程を変えることなくメタン発酵処理が可能なおことから、有機性汚泥を受託するため本許可について申請するものです。

なお、有機性汚泥を既設の受入ホッパへ投入した場合、汚泥と生ごみが混合することにより、可溶化槽で水素ガスが発生する可能性があり、危険性を回避するため汚泥受入設備を別に設けます。

1. 事業概要

当該ごみ処理施設は、小売店・飲食店等から排出される事業系一般廃棄物のうち生ごみおよび食品工場から排出される産業廃棄物のうち動植物性残さ等の食品廃棄物を原料とし、メタン発酵による処理過程において、バイオガスを発生させ、電気エネルギーに置換し売電する施設です。

本施設は、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可（平成25年7月16日付、秋田市長）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置許可（平成25年7月16日付、秋田市長）を受け、平成29年3月に建設完成済みであり、平成29年8月には、一般廃棄物再生利用者指定（指定番号 秋田市一再活第4号、秋田市長）および産業廃棄物処分業許可（許可番号 08620196968、秋田市長）を受け、食品廃棄物の受入処理を開始しています。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定を取得（平成26年12月26日付）と併せ、売電先の東北電力と再生可能エネルギー発電の電力受給契約（平成29年10月10日付）を締結し、売電を開始しています。

2. 会社概要

社名	株式会社ナチュラルエナジージャパン
所在地	秋田県秋田市向浜一丁目3番7号
代表者	代表取締役 芦名 洋亮（あしな ひろあき）
設立	平成20年2月
資本金	4億6千万円
主要株主	日立造船(株)、(一社)グリーンファイナンス推進機構
主な事業	再生可能エネルギー発電及び売電、食品系廃棄物処理
従業員	7名

3. 施設の概要

設置場所	秋田市向浜一丁目1番186他 (向浜工業団地内の14,312㎡、工業専用地域)
設置日	2017年3月
システム名	日立造船(株) WTMシステム (生ごみの無希釈二相循環式メタン発酵システム)
処理方式	メタンガス化
処理能力	50トン/日
発電能力	730kW(定格出力)
発電量	523万kWh/年(標準世帯の約1,600世帯分)

4. 立地

本施設設置地の敷地境界から一番近い近接施設は以下のとおりです。

- | | | |
|---------------|---------|-------|
| ・学校、図書館等の文化施設 | 寺内小学校 | 2.0km |
| ・病院、診療所等の医療機関 | 並木クリニック | 2.4km |
| ・老人ホーム等の福祉施設 | 高清水寿光園 | 1.6km |

なお、本施設設置地は、工業専用地域であり、住民はいないことから、廃棄物処理施設の立地に関する基準第4立地場所、2住民の同意等、(3)イの規定に基づき、住民の同意等は不要なものの、本施設建設前の平成27年11月には、周辺事業者等への事業説明をおこない、了解を得ています。

5. 施設の構造および維持管理

(1) 施設本体の構造

ア 施設本体の構造

施設本体は、当該敷地の地盤調査をふまえ、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に基づいた構造計算を行い、自重、積載荷重、地震等に対し構造耐力上十分な強度を有する設計となっています。

イ 処理能力

メタンガス化処理として、50 t/日の処理能力を有します。

ウ 腐食防止

水槽内部は、防食塗装を施し、機器、配管類は液質に応じた耐食性がある材質を使用しています。

エ 飛散、流出および悪臭防止等

増設する污泥受入棟については、活性炭脱臭塔を新設し臭気対策を行います。

オ 汚水等の流出防止

工場内に排水溝を設置し場外への流出を防止すると共に、排水溝を排水処理設備に接続することにより、場内で発生した汚水等は全て排水処理設備において処理し、水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例等に定める基準値内で排水します。

カ 受入設備および貯留設備

既設の受入ホッパ2基合計40m³に加え、污泥受入ホッパ1基5m³を増設します。

污泥受入棟を増設する理由は、污泥を既設の受入ホッパへ投入した場合、污泥と生ごみが混合することにより、可溶化槽で水素ガスが発生する可能性があり、危険性を回避するためです。

(2) 表示等

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設であることを表示するために、掲示板を設置します。なお、掲示板は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じると共に、掲示板が破損した場合は直ちに補修します。

(3) 排水処理設備

施設内で発生する排水については、施設内排水溝および機器設置配管等を経由して排水処理設備に送り、生物化学的処理を施したうえで放流します。

なお、水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例等に定める基準値を順守します。

(4) 雨水等の流出および流入防止

出入口に扉、シャッターを設けると共に、施設内の床面を敷地地盤よりも高くし、雨水側溝を設けることで、雨水と汚水および廃液の接触を回避します。

また、定期的に点検し、建物の維持管理に努めます。

(5) 排ガス対策

捕集した臭気は薬液洗浄脱臭および活性炭処理するため、生活環境上の支障が生じるようなことはありません。

(6) 騒音および振動

騒音、振動規制法に基づく秋田市公害防止条例の区域外であり、規制の対象となっておりませんが、騒音については、夜間（午後9時～翌日午前6時）60dB以下、また振動については、夜間（午後7時～翌日午前8時）60dB以下とし、周辺的生活環境を損ねないように努めます。

また、定期的に機械の点検を行い、がたつき等による無用な騒音、振動の防止に努めます。

(7) 保管施設

保管庫①66 m²を用具等、工場棟 16.5 m²及び保管庫②117 m²を産業廃棄物の保管施設として使用します。

(8) 保管数量の上限

現在の保管施設における保管数量は 70 t であり、増設保管庫完成後における保管数量は、158 t となりますが、いずれも産業廃棄物の保管数量上限（処理能力 50 t の 14 日分）700 t を超えない数量です。

(9) 消火設備

消防署の指導に基づき、自動火災報知器、消火器、誘導灯等必要なものを設置し、定期的に点検整備を実施しています。

(10) 粉塵の発生防止

捕集した臭気は、薬液洗浄式の脱臭装置で脱臭と同時に除塵するため、粉塵等の飛散および流出の恐れはありません。

(11) 衛生害虫等の発生防止

蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内を清掃し清潔を保持するように努めます。また万が一蚊、ハエ等が発生した場合は適宜駆除剤を散布します。

(12) 使用道路の安全確保等

施設周辺は工業道路のみであります、その他の接続使用道路に関しても、安全の確保、道路の清潔さの保持に努めます。

また、使用道路が道路事情その他の理由により交通整備が必要な場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じます。

(13) 処理能力に見合った処理の確保

施設への廃棄物の搬入および投入は、施設の保管能力を超えないように管理します。

(14) 搬入時の廃棄物の確認

ア 車両から廃棄物を荷卸しする前に、搬入された物が処理対象品目であるか確認します。

イ 処理対象品目以外の廃棄物が荷卸しされた場合には、受入れを拒否します。

ウ 処理対象品目以外の廃棄物が混入されないよう、収集運搬業者との連絡を密にします。

エ 搬入事業者および搬入品目については、常に契約書、産業廃棄物管理票等で確認します。

(15) 廃棄物の性状の確認

受入れる廃棄物の種類および量が施設の処理能力に見合ったものとなるよう、受入れの際にその性状の確認および計量を行います。

(16) 施設の管理

施設の正常な機能を維持するため、建物および附属設備は6か月毎、機械設備は1か月毎に点検、機能検査を行い、その維持管理記録を3年間保存します。

(17) 廃棄物の搬入時間

施設への廃棄物の搬入時間は原則午前8:00～午後5:00とし、夜間の受入はしません。

(18) 事故の防止

廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに機械の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。

(19) 記録および保存

ア 施設の維持管理に関する点検、検査その他の記録を作成し、3年間保存します。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5、第8条の5、第8条の18、第10条の21に規定する帳簿については、1年ごとにとりまとめ、5年間保存します。

ウ 上記の記録、帳簿は速やかに提示できるよう、事務所に備えておきます。

(20) 記録の間覧

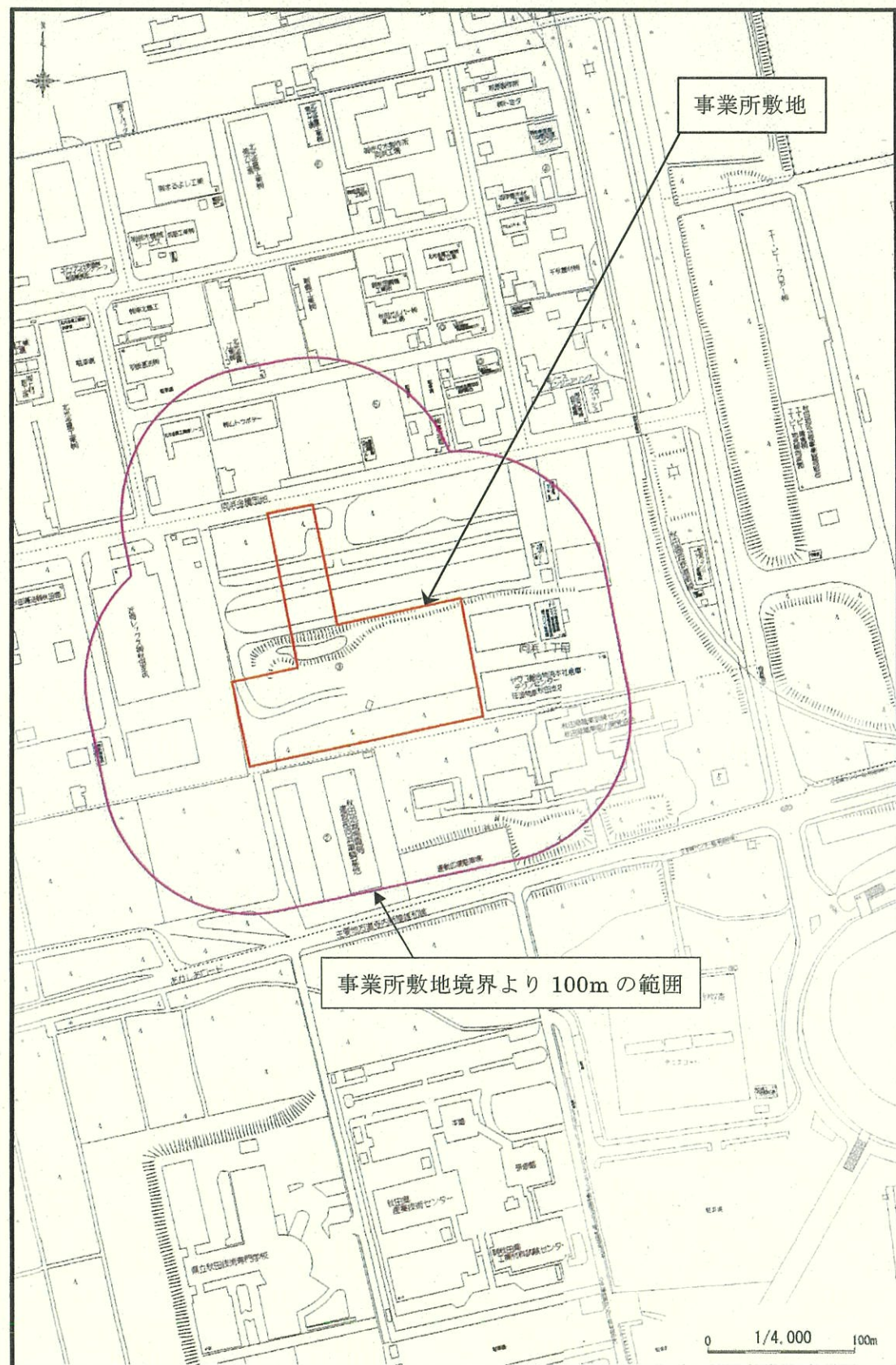
施設の維持管理に関する事項を記録するとともに、事務所に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する人の要求に応じて閲覧できるようにします。

中間処理施設（再生利用施設）の概要

区 分		その他（メタンガス化）
廃棄物の種類		産業廃棄物 （現在の許可） 動植物性残さ、廃酸（食品系廃棄物）、廃アルカリ（食品系廃棄物）、 金属くず（食品系廃棄物と一体となっているものに限る）、廃プラスチック類（食品系廃棄物と一体となっているものに限る） （追加分[今回の協議対象]） 汚泥（食品由来の有機汚泥）
施設の設置場所の地番		秋田市向浜一丁目1番186他3筆
処 理 方 式		メタン発酵ガス化処理 ※処理工程に変更はありません。
処理能力・稼働時間		処理能力：50t／日、稼働時間：24時間
保管施設	保管施設の面積	工場棟16.5㎡ 保管場117㎡ 合計 133.5㎡
	保管施設の能力	工場棟14t 保管場144t 合計 158t
	保管方法	液状廃棄物を樹脂製または金属製1㎡容器に封入し保管。 固形廃棄物を樹脂製コンテナ、フレコンバッグ、パレット（ドラム缶含む）等の容器で保管。
	保管期間	1か月間 但し、メタン発酵工程の都合上、分けて処理するものについては、最大90日間とする。
中間処理後の廃棄物の種類及び処分方法		①受入廃棄物から選別した発酵不適物：産業廃棄物として場外搬出処分 ②メタン発酵液から分離した発酵不適物：産業廃棄物として場外搬出処分 ③メタン発酵液：脱水機により固液分離する。脱水汚泥は乾燥機で乾燥し肥料原料として場外搬出する。脱水ろ液は生物学的排水処理を行い下水道に放流する。 ④金属くず：産業廃棄物として場外搬出処分、又は有価物として売却 ⑤廃プラスチック類：産業廃棄物として場外搬出処分

中間処理施設（再生利用施設）の概要

区 分		汚泥脱水施設
廃 棄 物 の 種 類		メタン発酵液
施設の設置場所の地番		秋田市向浜一丁目 1 番 1 8 6 他 3 筆
処 理 方 式		脱水処理
処理能力・稼働時間		処理能力：115.2m ³ ／日（2.4m ³ /h×24h×2台） 稼働時間：24時間
保管施設	保管施設の面積	受入れた廃棄物を当該脱水施設に直接投入しないため該当無し
	保管施設の能力	同 上
	保 管 方 法	同 上
	保 管 期 間	同 上
中間処理後の廃棄物の種類及び処分方法		脱水汚泥は、脱水汚泥ホップに貯留後、乾燥機へ送る。 脱水ろ液は、自社水処理施設にて生物処理を行い下水道に放流する。



事業所敷地周辺見取図（縮尺 1/4,000）

メタン発酵ガス化バイオガス発電施設 施設外観



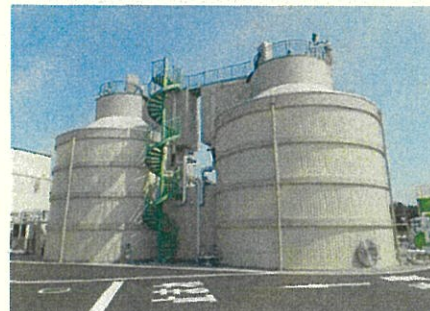
⑨ 事務所棟



⑩ 保管庫1



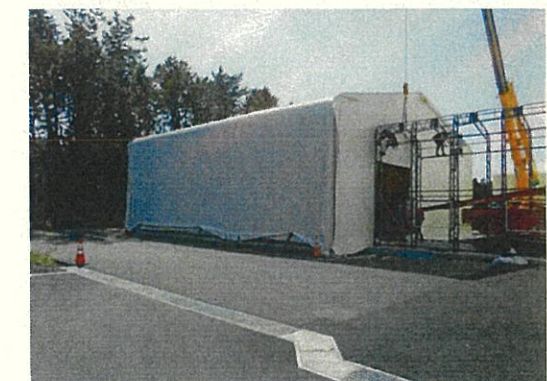
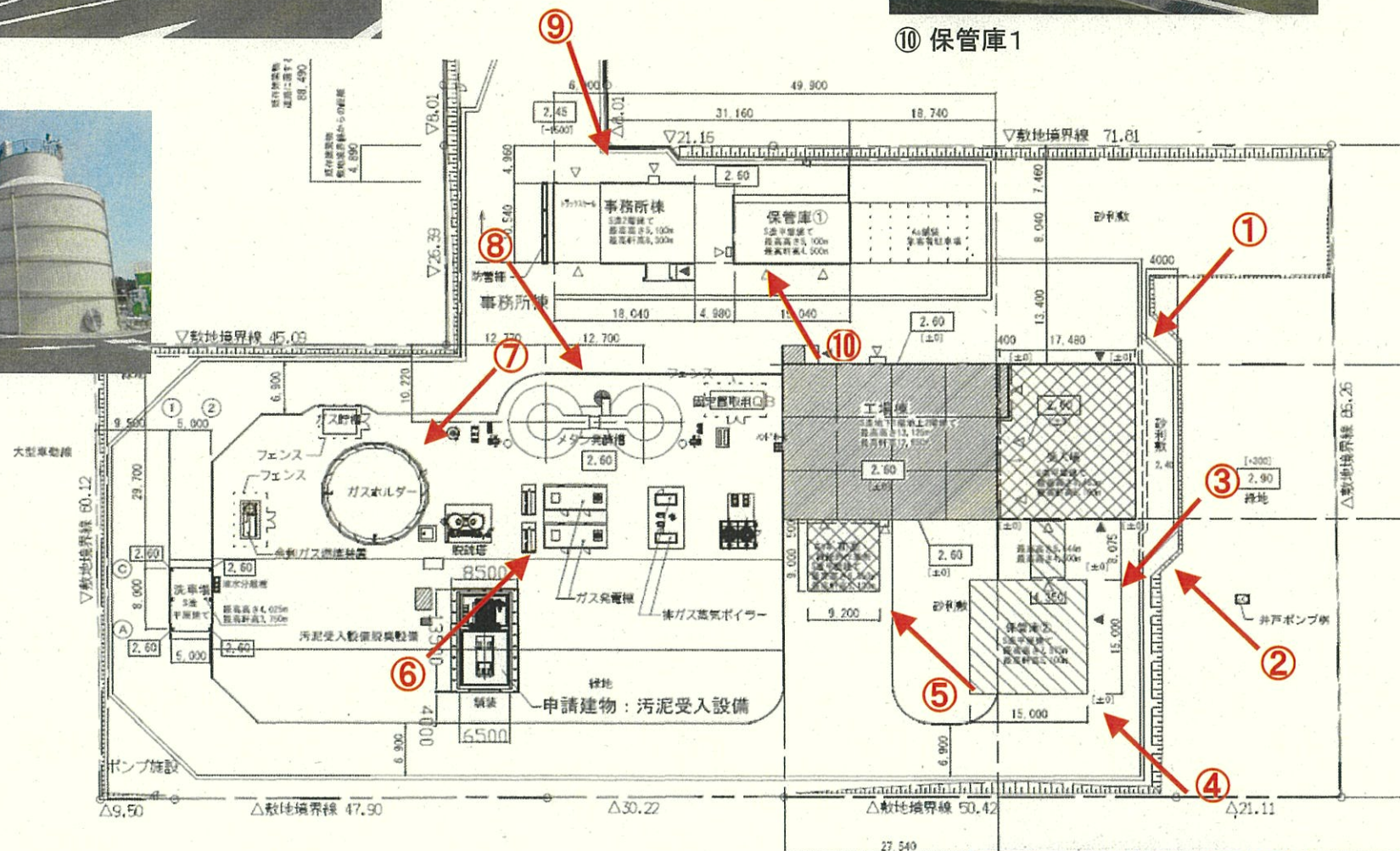
① 工場棟・受入場(テント1)



⑧ メタン発酵槽



② 工場棟・受入場(テント1)



③ 保管庫2(テント2)



⑦ ガスホルダ



⑥ ガス発電機

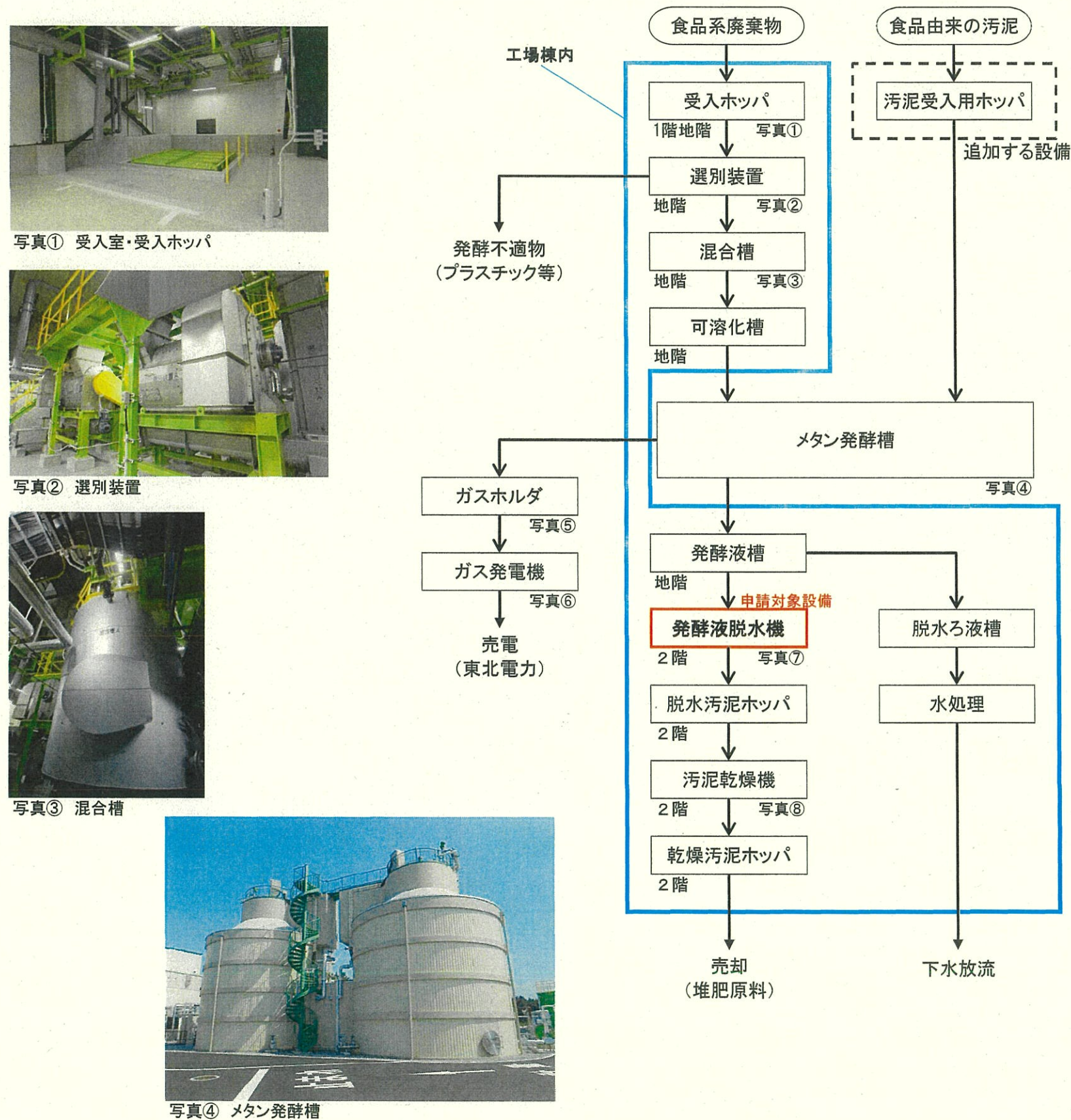


⑤ ホッパ前室(テント3)



④ 保管庫2(テント2)

メタン発酵ガス化バイオガス発電施設 概略処理フロー



写真⑤ ガスホルダ



写真⑥ ガス発電機



写真⑦ 発酵液脱水機



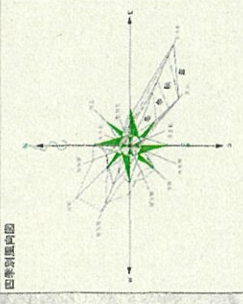
写真⑧ 汚泥乾燥機

秋田市都市計画図

縮尺2万5千分の1

図例

秋田県内位置図

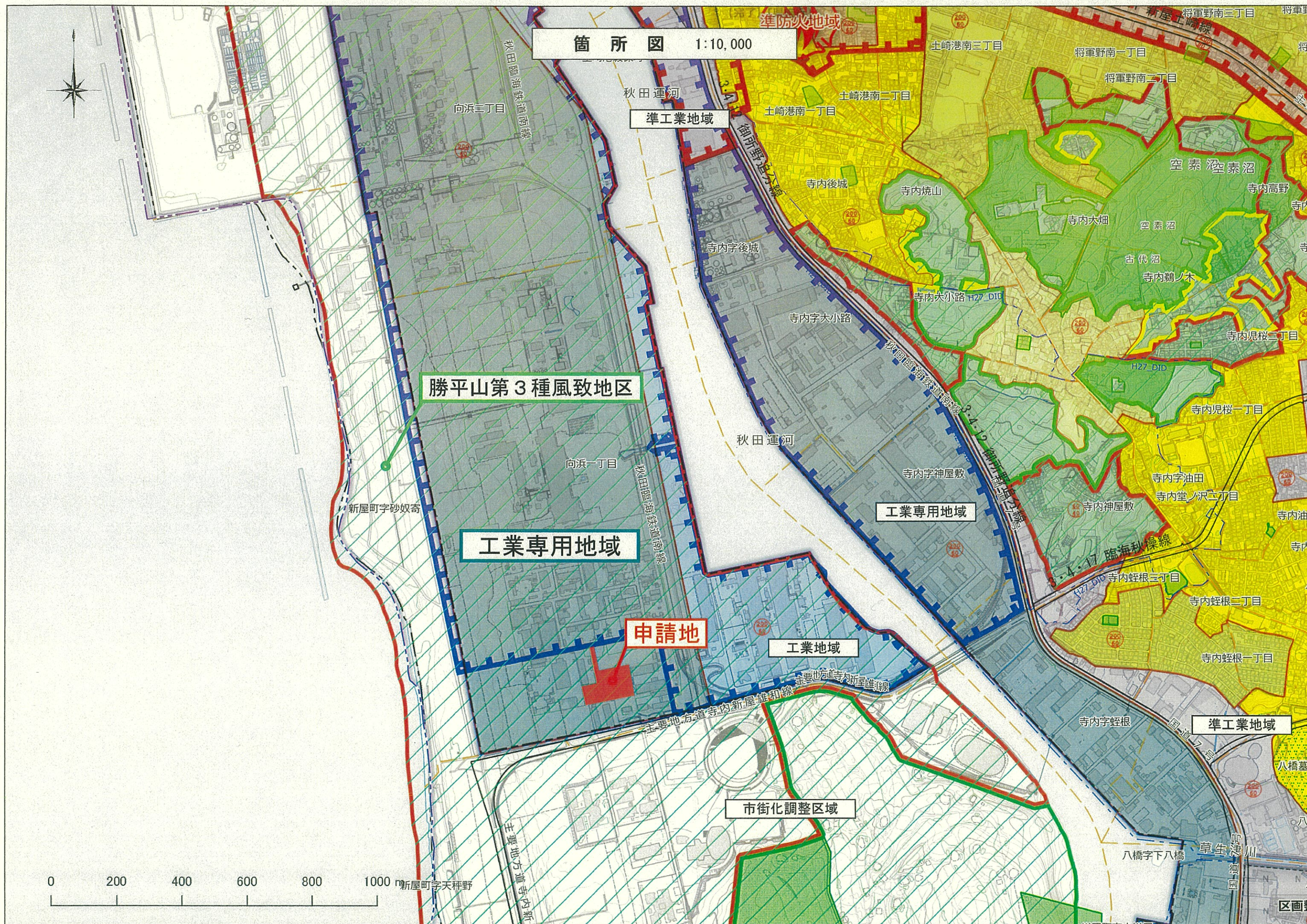


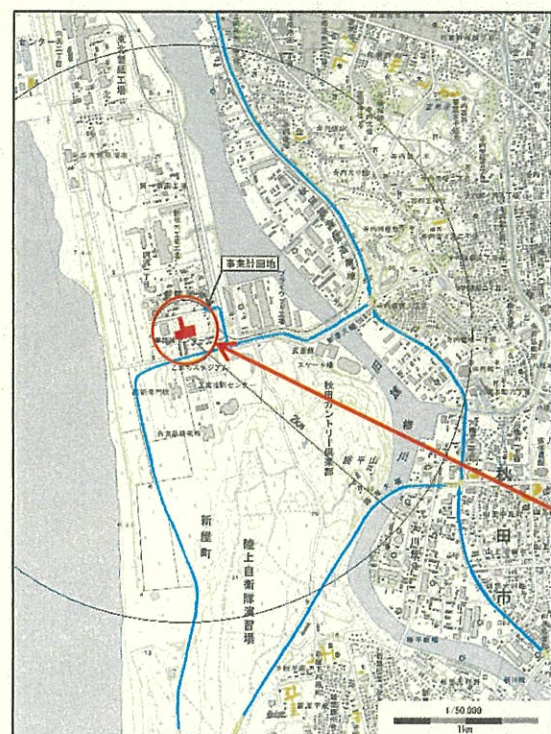
種別	色	説明
市界	黒	市界
町界	赤	町界
村界	青	村界
国界	黄	国界
河川	水色	河川
湖沼	緑	湖沼
森林	濃緑	森林
農地	黄緑	農地
牧場	黄	牧場
工業地	赤	工業地
商業地	黄	商業地
住宅地	青	住宅地
公園	緑	公園
運動場	黄	運動場
学校	赤	学校
病院	黄	病院
公共施設	赤	公共施設
交通施設	赤	交通施設
その他	赤	その他

種別	色	説明
市界	黒	市界
町界	赤	町界
村界	青	村界
国界	黄	国界
河川	水色	河川
湖沼	緑	湖沼
森林	濃緑	森林
農地	黄緑	農地
牧場	黄	牧場
工業地	赤	工業地
商業地	黄	商業地
住宅地	青	住宅地
公園	緑	公園
運動場	黄	運動場
学校	赤	学校
病院	黄	病院
公共施設	赤	公共施設
交通施設	赤	交通施設
その他	赤	その他

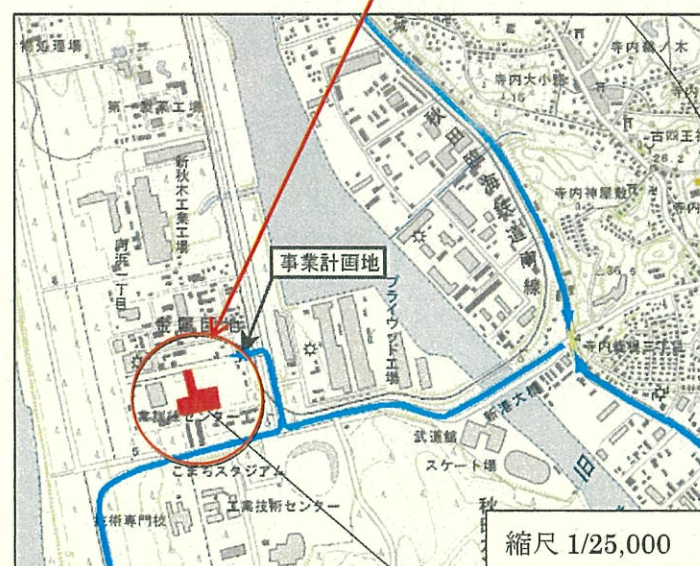
申請地

1:25,000

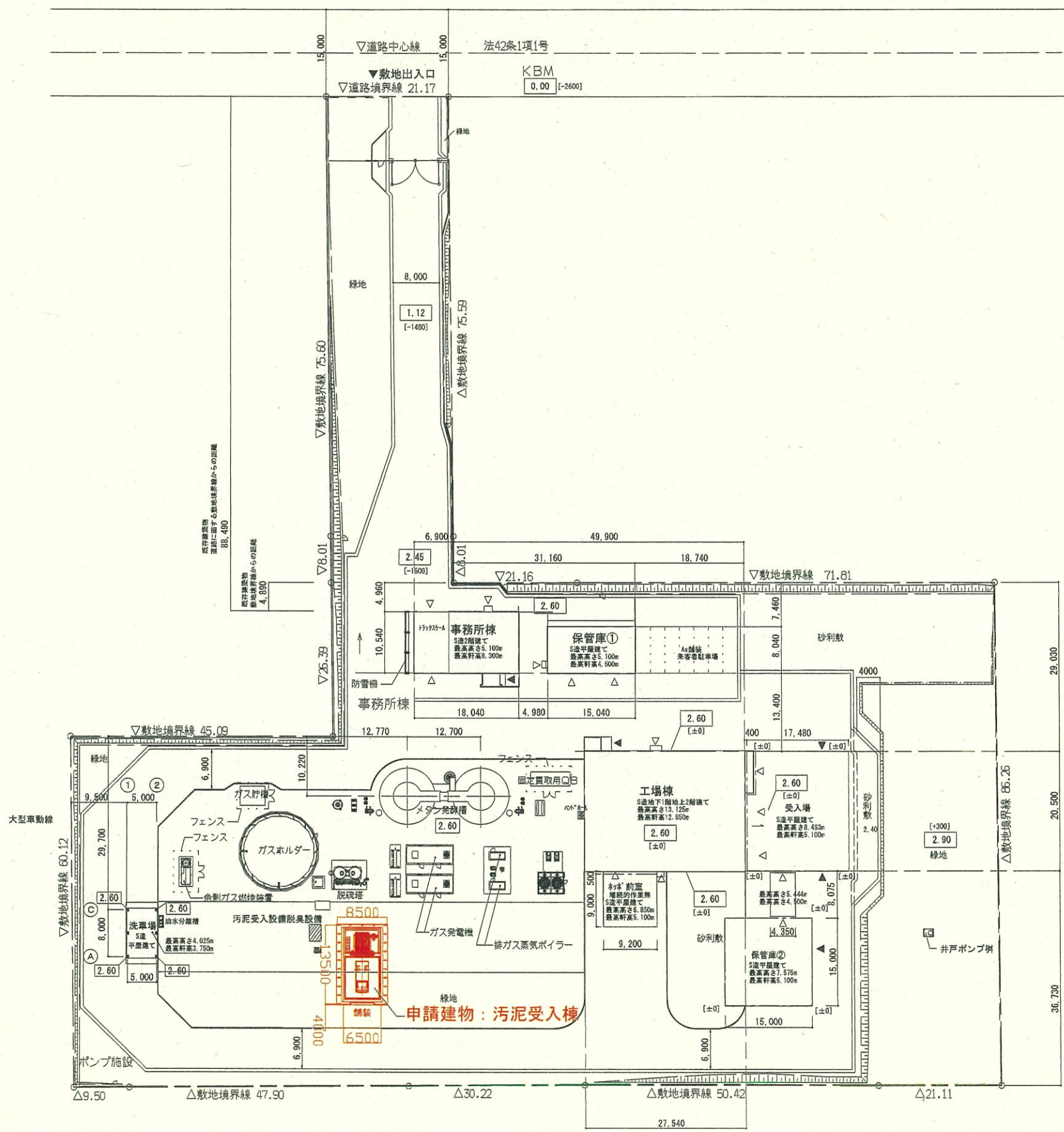




申請場所
秋田県秋田市向浜
一丁目1番186



付近見取図（縮尺 1/50,000）



面積計算表 (敷地全体)				
棟名	寸法	面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
汚泥受入棟	13.500 × 8.500	114.75000	114.75	114.75
	(A) 申請建築物合計		114.75	114.75
受入場	20.500 × 17.480	358.34000		
	20.500 × 0.400	8.20000	362.45	366.54
	(建築面積算定)	6.980 × 0.585	-4.08330	
	保管庫②	15.000 × 15.000	225.00000	260.12
	4.350 × 8.075	35.12625	260.12	260.12
ホッパ前室	9.000 × 9.200	82.80000	87.40	87.40
	9.200 × 0.500	4.60000		
工場棟			576.47	1028.03
事務所棟			196.94	323.84
保管庫①			120.92	120.92
洗車場			44.16	44.16
(B) 既存建築物合計			1,648.46	2,231.01
(A) + (B) 合計			1,763.21	2,345.76

本図書の全部または一部の無断複製を禁じます。
© Hitachi Zosen Corporation

REV	日付	記事	作成照査承認	REV	日付	記事	作成照査承認
△				△			
△				△			

SAVE

FILE

Hitachi Zosen

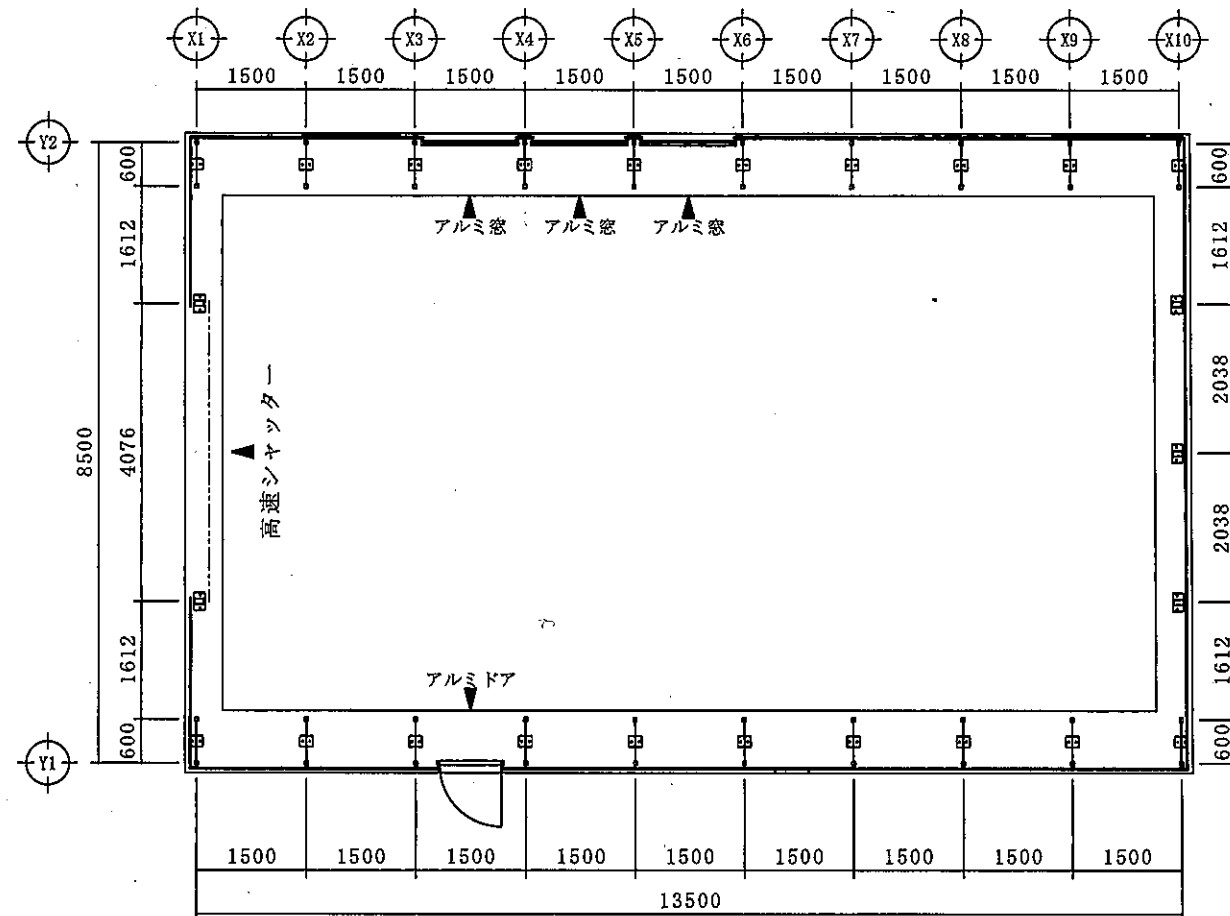
日立造船株式会社

納入先 株式会社ナチュラルエナジージャパン 様
工事名 秋田メタン発酵ガス化バイオマス発電施設設備工事
数量 50ton/日

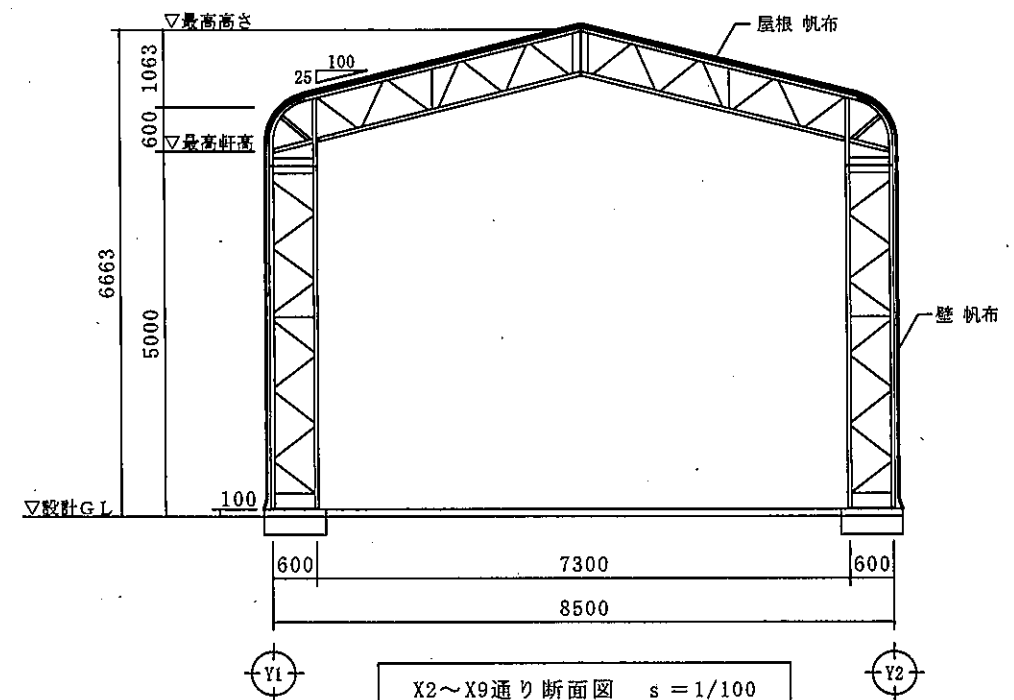
全体配置図

▼ 主要な出入口を示す。
▽ 出入口を示す。
KBMからの計画地盤を示す。
KBM+2.450=設計GL±0
一級建築士 大臣登録 第212893号 水野 勝人

図尺	2020.09.01	図番	AA-00
A1:S=1/400		図名	全体配置図
A3:S=1/800	11A7100002	図号	A A 01 02



平面図 s = 1/100



X2~X9通り断面図 s = 1/100

使用材料	
コンクリート	FC18 N/mm2
鉄筋	SD295A
鋼材	SS400, STK400, STKR400, SNR400B
帆布(膜材)	ヒット 100 【材質】(帆布: グラスファイバー100% 樹脂: ポリ塩化ビニル (PVC)) 建築基準法第37条第二号認定番号: MEM-9017 不燃材料 認定番号: NM-0623
高力ボルト	柱、梁の継手、ブレース及びブレース周辺部材はHTB F8T (溶融亜鉛鍍金) を使用。
中ボルト	その他小梁等の部材の継ぎ手は、中ボルト(ユニクロ鍍金仕上げ) を使用。
ブレース	JIS A 5540 適合品(ユニクロ鍍金仕上げ) を使用。

その他オプション仕様	
開口部	
側面出入口	高速シャッター [三和シャッター工業(株)] 三相200V 電動式 有効開口 W4000×H4000mm 1ヶ所
アルミドア	W760×H1750mm 1ヶ所
妻面	
給気ガラリ	W657×H662mm 3ヶ所 [パナソニック エコシステムズ(株)] 固定式ガラリ(銅板製) FY-GKS603
側面	
アルミ窓	W1270×H900mm 3ヶ所 ※スリガラス F I X窓

本書の全量または一部の無断複製を禁じます。
© Hitachi Zosen Corporation

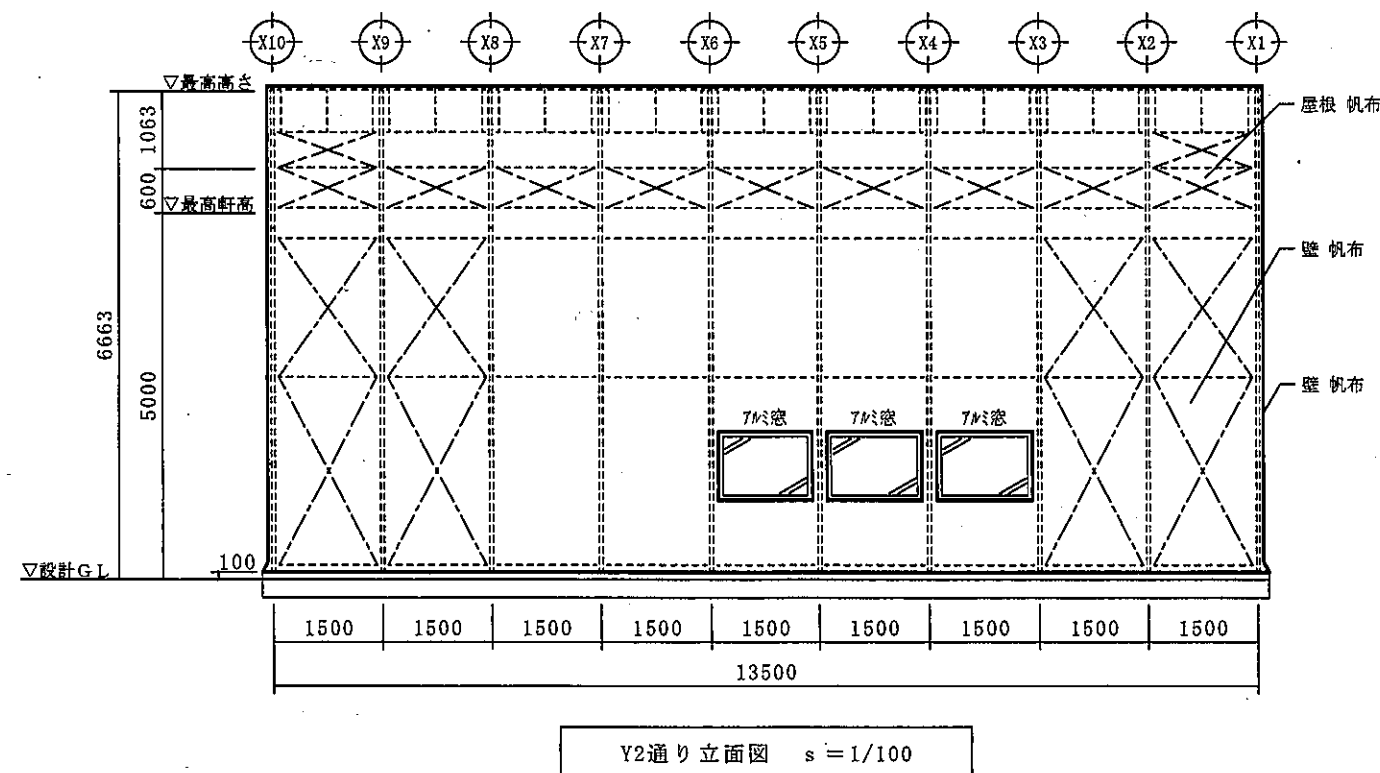
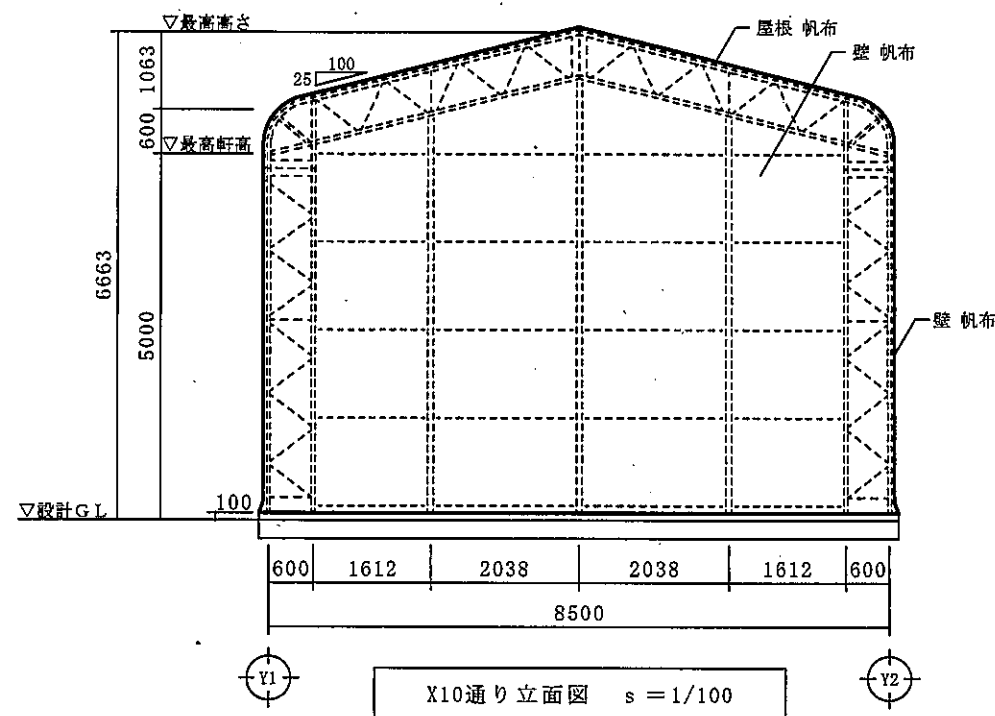
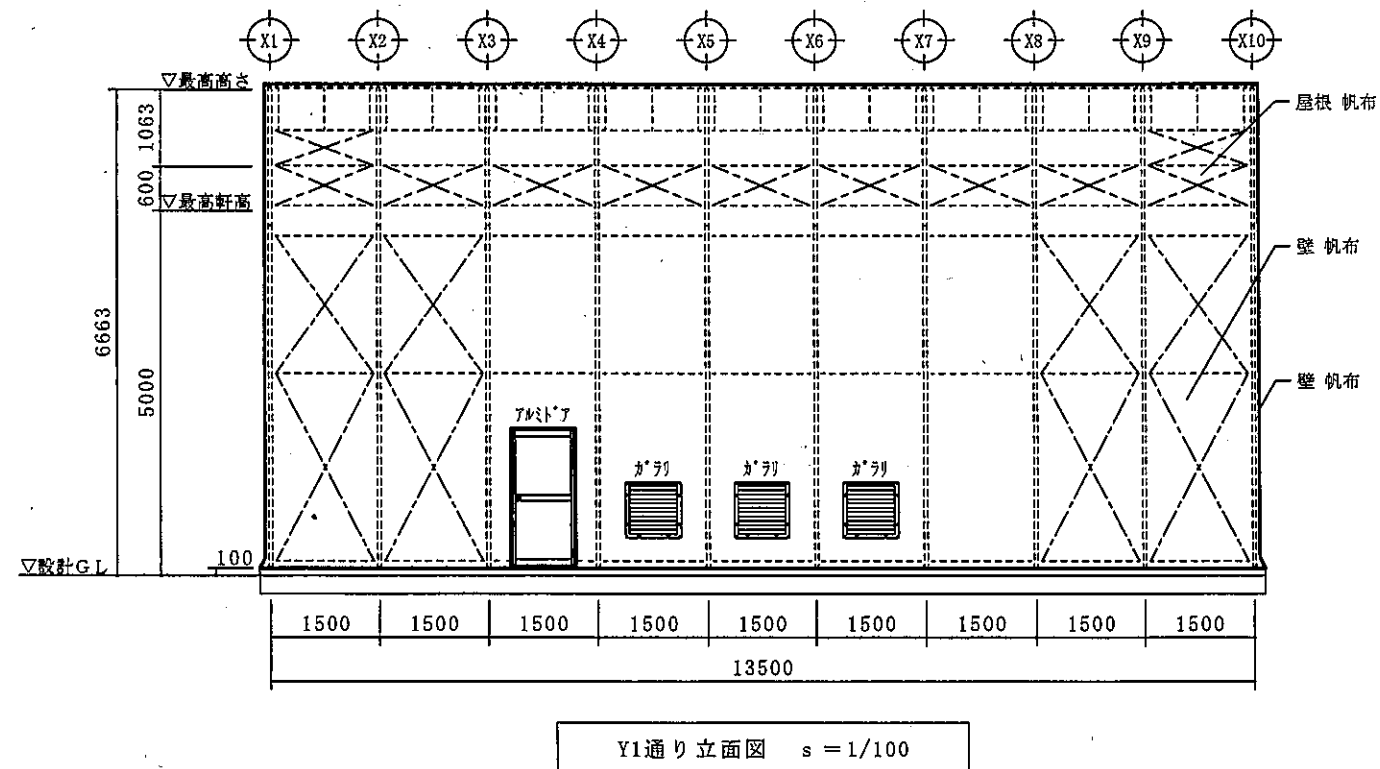
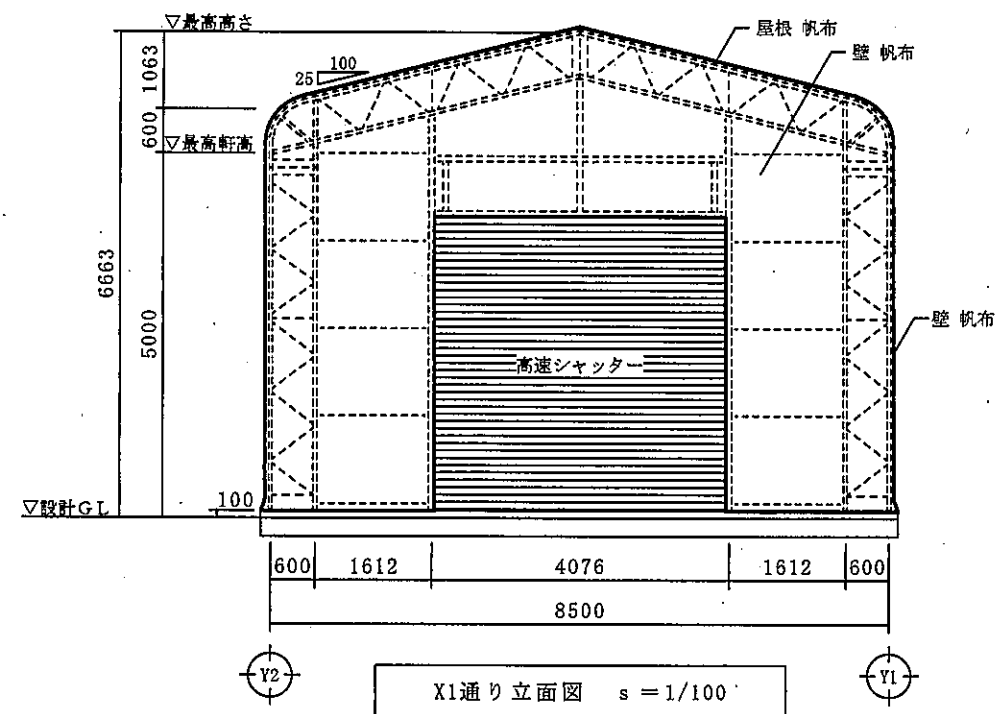
REV	日付	記事	作成	承認	REV	日付	記事	作成	承認
△					△				
△					△				
△					△				

Hitachi Zosen 日立造船株式会社

株式会社ナチュラールエナジージャパン 様
工場名 秋田メタン発酵バイオマス発電施設: 汚泥炭化装置設置工事
処理能力 50ton/日

一級建築士(大臣)登録 第293396号
構造設計一級建築士(大臣)交付 第5189号

図名	平面図・断面図	図尺	A1: S=1/200 A3: S=1/100	図面番号	11A7100002	図面枚数	1/1
設計	20.09.16	設計者	S-01	校核	A A 01 07	承認	



本図書の全部または一部の無断複製を禁じます。
© Hitachi Zosen Corporation

REV	日付	記号	作成	承認	REV	日付	記号	作成	承認
△					△				
△					△				
△					△				

SAVE	
FILE	

Hitz 日立造船株式会社
Hitachi Zosen

納入先	株式会社ナチュラルエナジージャパン 様
工事名	横浜メタン製氷パイプマス発電施設：洋更築入設備撤去工事
現場規模	50ton/日

承認	
作成	
図面名	立面図

設計者	長谷川 雅一	一級建築士 (大臣) 登録 第293396号
設計年月日	20.09.16	構造設計一級建築士 (大臣) 交付 第5189号
図面番号	S-02	
縮尺	A1: S=1/200 A3: S=1/100	
図面番号	11A7100002	
訂正	A A 01 07	